第3編

武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生した場合や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、被災現場における初動的な被害への対処が必要となると想定される。

また、他の市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で武力攻撃災害の兆候等に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制の強化が必要となる。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、政府による 事態認定の前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

- (1) 緊急事態連絡室の設置
 - ア 市職員は、住民からの通報、消防吏員、警察官及び海上保安官からの通報若しくは県からの連絡その他被災現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生 又は発生のおそれを把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員、関係課及び消防 機関等に報告する。
 - イ アの場合、市長は、速やかに、消防庁、県、県警察及び福島海上保安部等の関係機関 に対し連絡するとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設 置する。

緊急事態連絡室の要員については、図3-1のとおり定める。

- ウ 消防本部は、住民からの通報を受けた場合又は市職員からアの報告を受けた場合、速 やかに情報伝達体制及び初動対処に必要な体制を確立する。
- エ 緊急事態連絡室は、消防機関及び県警察その他関係機関を通じて当該事案に係る情報 収集に努め、国、県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対し表3 -1の伝達ルートにより迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室の設置につい て、県に連絡する。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

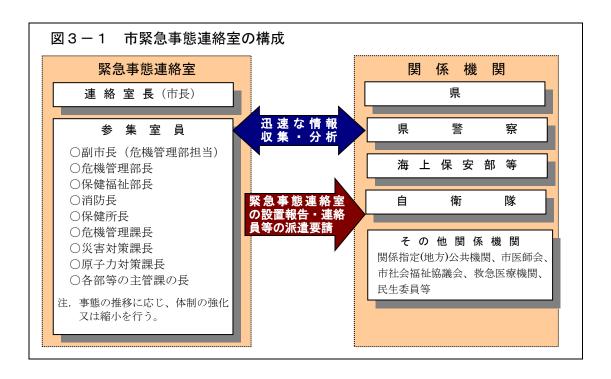


表3-1 各課等における関係機関への情報伝達ルート

情報	员 伝 達 先 関 係 機 関	情報伝達担当課
国機関	消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道	危機管理課
	事務所、原子力規制委員会	原子力対策課
県機関	危機管理総室、いわき地方振興局	危機管理課
	保健福祉部	保健所
	県警察	危機管理課
	その他関係部局等	危機管理課
近隣市町村		危機管理課
消防本部、消防団(汽	肖防本部経由)	危機管理課
関係指定公共機関	市医師会等、日本赤十字社福島県支部、最	保健所、保健福祉課
指定地方公共機関	寄りの災害医療センター、その他医療機関	
※市の区域内に所	運送事業者(機関)	危機管理課
在又は関係する 機関等に限る。	ガス事業者 (生活関連等施設を含む。)	危機管理課
	電気・通信事業者等	危機管理課
	(生活関連等施設の管理者を含む。)	
	道路管理事業者	土木課
生活関連等施設の	水道事業者	水道局
管理者	ダム管理者	河川課
	危険物質等の取扱者	消防本部
多数の者が利用す	学校等教育機関	教育委員会各課、政策企画課、
る施設 (県と伝達先		こども支援課
を分担)	医療機関 (災害医療センターを含む。)	保健所

	社会福祉施設、介護施設	保健福祉課、障がい福祉課、介 護保険課、こども支援課
	その他集客施設等	産業振興部各課
	(大規模事業所・大規模集客施設)	観光振興課
その他	放送事業者等	広報広聴課
	行政区、民生委員、自主防災組織の代表等	地域振興課、広報広聴課、
		保健福祉課、危機管理課、各支
		所
	市社会福祉協議会、市地域包括支援センタ	保健福祉課、地域包括ケア推進
	ー、いわき基幹相談支援センター	課、障がい福祉課
	農業協同組合、市漁業協同組合、市森林組	農政流通課、生産振興課、水産
	合、商工会議所、商工会、青年会議所等	課、林務課、商業労政課、政策
		企画課

注. 伝達方法 (手段、伝達順位)、連絡先等については、資料編等に定める。

(2) 初動措置の確保

ア 市は、緊急事態連絡室において、各機関との連絡調整に当たるとともに、被災現場において消防機関が行う消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、自ら又は市長の職権を行う市職員が現場にいないときは、警察官又は海上保安官に要求することにより、災害対策基本法に基づく避難の指示等、警戒区域の設定を行うとともに、自ら又は関係機関と協力し災害対策基本法等に基づく救助その他必要な応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

- イ 市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示等の措置、警戒区域の 設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- ウ 市長は、政府による武力攻撃事態等の認定(以下「事態認定」という。)が行われた にもかかわらず、市に対し、内閣総理大臣から、市町村国民保護対策本部(以下「市町 村対策本部」という。)を設置すべき市の指定がない場合においても、必要に応じ、自 ら、又は市長の職権を行う市職員に命ずることにより、若しくは、警察官又は海上保安 官に要請することにより国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定を行うととも に、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市の指定につい て要請するなどの措置を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

ア 市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、消 防組織法又は災害対策基本法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。 イ 市長は、政府による事態認定が行われたにもかかわらず、市に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市の指定がない場合においても、必要があると認められるときは、国民保護法又は消防組織法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市国民保護対策本部への移行に要する調整

- ア 緊急事態連絡室を設置した後、政府において事態認定が行われ、市に対し、内閣総理 大臣から、市町村対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合、直ちに市国民保 護対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置して新たな体制に移行するとともに、 緊急事態連絡室は廃止する。
- イ 市長は、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の応急措置を講 じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を 講ずるなど必要な調整を行うものとする。

(5) 放送事業者等に対する情報提供

市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合、若しくは、当該事案に対する初動措置を行った場合等において、住民の生命等の安全の確保又は混乱防止を図る観点から、放送事業者等に対し、災害時の「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」(平成18年7月・福島県)の情報伝達方法等を準用し、必要な情報を提供する。

(6) 緊急事態連絡室を廃止する場合の通知等

市は、情報収集等の結果、武力攻撃若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等緊急事態連絡室等を廃止する場合、国及び情報伝達先機関に対し、1(1)工及び表3-1に基づき連絡する。

2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応

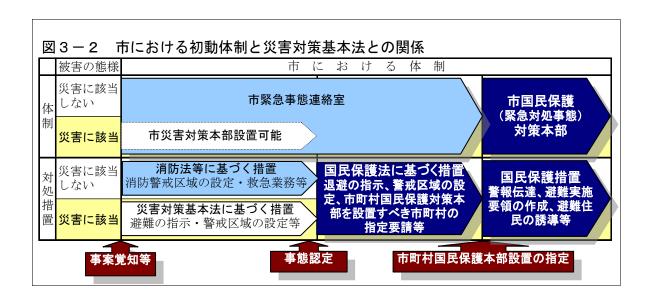
市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や事態 認定が行われたにもかかわらず当該市に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設 置すべき市の指定がない場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化す る必要があると判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設 置し、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制及び生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できる体制を構築する。

表3-2 職員配備体制

体 制	配	備	時	期	参集基準
担当課体制	①国から県を通じて	、警戒態勢の	強化等を求める	る通知や連絡があっ	市災害対策本部
*各部各支所の連絡を密にし、緊急事態連絡室体制に円滑に移行	た場合 ②国による事態認定 それがある旨の情		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	巻生又は発生するお	(警戒体制) に準ずる。
できる体制とする。	③災害発生の原因が	特定できてい	ない場合		
緊 急 事 態	①住民からの通報、	消防吏員、警	察官及び海上的	呆安官からの通報若	市災害対策本部
連絡室体制	しくは、県からの	連絡その他被	災現場からの情	青報により多数の人	(第1・2配備体
*市町国民保護対策本部設置の通知後、円滑に対策本部体制に移行できる体制とする。	②事態認定が行われ 策本部を設置すべ	たにもかかわ き市町村の指 た即応体制を	らず、内閣総理定がない場合等強化する必要が	等において、市長が があると判断した場	制)に準ずる。
対策本部体制	①政府において事態	認定が行われ	、市に対し、内	内閣総理大臣から市	市災害対策本部
	町村対策本部を設	置すべき市町	村の指定の通知	凹があった場合	(第3配備体制)
					に準ずる(事務局
					を除く。)。

※ 「市災害対策本部」とは、武力攻撃等の事象に応じて市地域防災計画の「地震・津波災害対策編」、「原子力災害対策編」または「事故対策編」に定める災害対策本部のうち、最も適当と判断される体制によるものとする。



第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能、市対策本部長の権限等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市町村対策本部を 設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、第1章1(4)に基づき市対策本 部に切り替える。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市国民保護対策本部員(以下「市対策本部員」という。)、市対 策本部職員等に対し、参集時の連絡手段として第2編第1章第1の2(4)で定める携帯 電話等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

- エ 市対策本部の開設
 - ① 市対策本部担当者は、第2編第1章第1の4及び表2-5で定める災害対策本部会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態の確認、資機材の配置等必要な準備を行う。
 - ② 市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したことを報告する。
 - ③ 市対策本部は、表3-1の情報伝達ルートにより関係機関に対し、速やかに市対策本部を設置したことを通知するとともに、情報共有を図るため、地域防災計画に定める「市防災会議連絡員室」に準じて市対策本部への参集を要請する。
- オ 交代要員等の確保

市対策本部は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

- カ 本部の代替機能の確保
 - ① 市は、災害対策本部会議室が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合、第2編第1章第1の4及び表2-5で定める市対策本部の代替設置場所等に市対策本部を設置する。
 - ② 市長は、市の区域を越える避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成等

ア 市対策本部の組織構成

- ① 市対策本部の組織構成は図3-3のとおりとする。
- ② 市対策本部長は、必要があると認める場合、国の職員その他市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

イ 災対統括部の組織編制等

- ① 市対策本部長を補佐する組織として、災対統括部を置く。
- ② 災対統括部の組織編制及び所掌業務は、表3-3のとおりとする。

ウ 措置実施部の組織編制等

- ① 市対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する各部を置く。
- ② 各部の組織編制及び所掌業務は表3-3のとおりとする。
- ③ 各部は、災対統括部から、支援要員の派遣の指示又は求めがあった場合は、必要に 応じ、各班から支援要員の派遣の調整を行う。

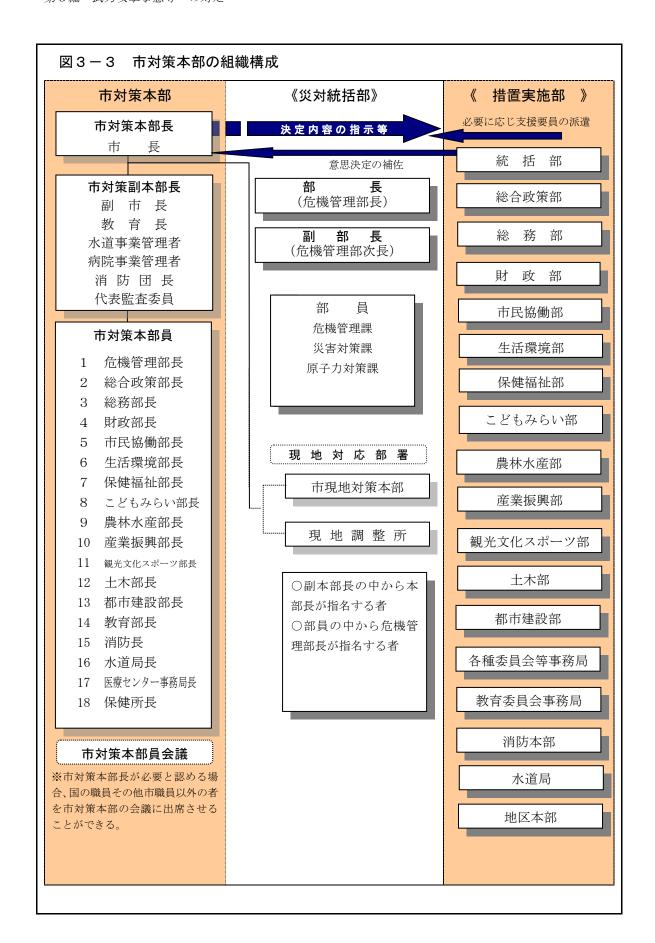


表3-3 市対策本部・地区本部の組織編制及び所掌業務

〇本庁組織

組約		耶	战務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置		事務分掌
国民保護対	本部	本部長	市長	1	国民保護対策の統括に関すること
策本部		副本部長	副市長	2	国民保護対策本部の設置・解散に関すること
			教育長	3	避難指示の意思決定に関すること
			水道事業管理者	4	自衛隊派遣要請の決定に関すること
			病院事業管理者	5	広域応援要請の決定に関すること
			消防団長	6	オフサイトセンターへの職員派遣に関すること
			代表監査委員		
統括部	本部統括班	部長	危機管理部長	1	国民保護対策の対応・指示全般に関すること
		副部長	危機管理部次長	2	国民保護対策本部の運営に関すること
		情報連絡員	危機管理部統括	3	各部への指示事項の伝達に関すること
			主幹	4	部内の勤務体制に関すること
		班長	危機管理課長	1	災害広報、避難指示等に関すること
		副班長	災害対策課長	2	被害状況及び報告事項の取りまとめの総括に関すること
			原子力対策課長	3	情報収集に関すること
			秘書課長	4	避難実施要領の策定に関すること
		配備員	危機管理課	5	市対策本部長命令の伝達に関すること
			災害対策課	6	自衛隊派遣部隊の受け入れ及び連絡調整に関すること
			原子力対策課	7	地区本部との連絡調整に関すること
			秘書課	8	県対策本部との連絡調整に関すること
				9	防災関係機関との連絡調整に関すること
				10	協定締結団体への要請に関すること
				11	警察との連携、調整に関すること
				12	各部の対応状況の把握に関すること
				13	ライフライン事業者との連絡調整に関すること
				14	自主防災組織との連絡調整に関すること
				15	国民保護緊急情報の伝達に関すること
				16	市対策本部長及び副本部長の秘書に関すること
				17	特殊標章の交付等に関すること
				18	原子力災害に係る防護対策に関すること
				19	オフサイトセンターとの連絡調整に関すること
				20	放射線専門家等の派遣要請に関すること
				21	被災者支援システムの運用
				22	総合的な支援制度の一覧作成

組織	載 名	毦	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
総合政策部	総合政策部 統括班 復興支援班	部長 副部長 情報連絡員 班長 副班長 配備員	総合政策部長 総合政策部統括 主幹 政策企画課長 スマ長 進課長 創生推進課長 政策企一ト社会推 進課 創生推進課 創生推進課	1 総合政策部の統括に関すること 2 各部との情報共有に関すること 3 各部所管施設の被害状況の集約に関すること 4 統括部からの指示事項の伝達に関すること 5 部内の勤務体制に関すること [初動対応期] 1 各部との情報共有に関すること 2 情報収集に関すること 3 地区本部との連絡調整に関すること 4 国・県等に対する支援要請に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 5 国・県等に対する陳情及び要望に関すること
	広報班	班長配備員	広報広聴課長 広報広聴課 政策企画課 スマート社会推 進課 創生推進課	6 復旧計画に関すること 〔初動対応期〕 1 市民及び報道機関に対する広報に関すること (プレスセンターの運営を含む) 2 災害状況の記録に関すること 3 報道機関、他市からの電話による問い合わせへの対応 に関すること 4 市対策本部コールセンターの設置及び運営に関すること 5 SNS対策に関すること 〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ

糸	且織名	月		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
総務部	総務部統括班	部長 副部長 情報連絡員	総務部長 総務部次長 総務部統括主幹	1 総務部の統括に関すること2 各部との情報共有・連絡調整に関すること3 市対策本部との連絡調整に関すること4 部内の勤務体制に関すること
	総務班	班長配備員	総務課長総務課	[初動対応期] 1 庁舎及び庁舎施設(支所を含む)の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 庁内電話回線の復旧及び臨時電話の設置に関すること 3 電話交換に関すること 4 行政機能の移転に係る総合調整に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に同じ [復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 5 庁舎(支所を含む)の復旧に関すること
	職員班	班長配備員	職員課長職員課	[初動対応期] 1 職員の参集状況の把握に関すること 2 職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 3 各部支援班の配備及び各部署の勤務体制に関すること 4 職員の厚生及び給食に関すること 5 広域応援職員の受け入れ及び連絡調整に関すること 6 職員の被ばく管理に関すること 「応急対応期・復旧復興期」 初動対応期の事務分掌に同じ
	情報政策班	班長配備員	情報政策課長情報政策課	[初動対応期] 1 地域イントラネット及び情報システムの点検及び復旧に関すること 2 市対策本部、地区本部及び避難所のネットワーク等の構築に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	支援班	班長 副班長 配備員	工事檢查課長 人材育成改革推 進担当課長 工事檢查課 人材育成改革推 進担当	〔初動対応期〕 1 本部長の指示に基づき各部署での支援を行う

糸	且織名	Я	職務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
財政部	財政部統括班	部長 副部長 情報連絡員	財政部長 財政部次長 財政部統括主幹	1 財政部の統括に関すること2 各部との情報共有・連絡調整に関すること3 市対策本部との連絡調整に関すること4 部内の勤務体制に関すること
	財政班	班長配備員	財政課長財政課	〔初動対応期〕 1 災害応急対応の予算措置に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に加え 2 復旧計画に関すること
	物資調達班	班長配備員	契約課長 契約課 財政課 施設マネジメン ト課	〔初動対応期〕 1 物資調達の総合調整に関すること 2 食料品、生活必需品、応急物資等の調達に関すること 3 燃料の確保に関すること 4 救援物資の受入・配送の管理に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	管財班	班長配備員	施設マネジメン ト課長 施設マネジメン ト課	〔初動対応期〕 1 市有財産(普通財産)の被害集計に関すること 2 災害車両の管理、受け入れ及び調整に関すること (市有自動車の統括管理に関すること)
				〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	り災班	班長副班長	税務課長 市民税課長 資産税課長 債権管理課長	〔初動対応期〕 1 り災証明書の発行に向けた体制の構築に関すること 「応急対応期〕
		配備員	税務課 市民税課 資産税課 債権管理課	初動対応期の事務分掌に加え 2 り災証明書申請受付の実施に関すること 3 被害認定調査の実施に関すること 〔復旧復興期〕
				応急対応期の事務分掌に加え 4 り災証明書の発行に関すること

組	織名	耶	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
市民協働部	市民協働部統括班	部長 副部長 情報連絡員	市民協働部長市民協働部次長市民協働部統括主幹	1 市民協働部の統括に関すること 2 各部との情報共有・連絡調整に関すること 3 市対策本部との連絡調整に関すること 4 部内の勤務体制に関すること
	地域振興班	班長配備員	地域振興課長地域振興課	[初動対応期] 1 関係施設の被害状況集計及び応急対策に関すること 2 ボランティアの受け入れ及び連絡調整に関すること 3 ボランティアの資機材調達に関すること 4 社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)及びボランティア団体との連携に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	市民生活班	班長配備員	市民生活課長市民生活課	[初動対応期] 1 遺体の埋火葬に関すること 2 遺体の一時収容場所となる施設の確保に関すること 3 遺体に関する警察との連携・調整に関すること 4 関係施設の被害状況集計及び応急対策に関すること 5 近隣市町村への火葬支援要請に関すること 6 市民の安否情報の提供に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に加え 7 未給水区域への飲用水に係る情報の収集、報告に関すること 8 未給水区域への応急給水に関すること [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え 9 未給水区域の飲用水供給施設の復旧に関すること
	市民班	班長配備員	市民課長市民課いわき駅前市民サービスセンター	9 未給水区域の飲用水供給施設の復旧に関すること [初動対応期] 1 災害による死亡届・埋火葬許可に関すること 2 関係施設の被害状況集計及び応急対応に関すること 3 市民の安否情報の収集に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に同じ [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え 4 行方不明者の死亡届に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

組約		暗	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
市民協働部	国保年金班	班長配備員	国保年金課長国保年金課	〔初動対応期〕 1 国保等の相談窓口開設に関すること 〔応急対応期・復旧復興期〕
	支援班	班長配備員	消費生活センタ 一所長 消費生活センタ ー いわき震災伝承 みらい館	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 本部長の指示に基づき各部署での支援を行う [応急対応期・復旧復興期] 2 災害に便乗した悪質情報・詐欺に関する相談窓口に関すること
	男女共同参画班	班長配備員	男女共同参画センター所長 男女共同参画センター	3 企業等の臨時対応情報の収集・提供に関すること [初動対応期] 1 女性向けの支援情報の共有及び提供に関すること 2 男女共同参画センターのネットワークを活用した困難を抱えている人への支援 [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ

組織	織名	耶	裁務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
生活環境部	生活環境部統括班	部長副部長	生活環境部長 生活環境部次長 生活排水対策室 長	生活環境部の統括に関すること 各部との情報共有・連絡調整に関すること 市対策本部との連絡調整に関すること 部内の勤務体制に関すること
		情報連絡員	生活環境部統括 主幹	5 生活排水対策室統括班との情報共有・連絡調整に関する こと
	災害廃棄物 対策統括班	班長配備員	環境企画課長環境企画課	〔初動対応期〕 1 関係施設の被害状況集計及び応急対策に関すること 2 避難所のごみ収集に関すること(総括) 3 仮設トイレの設置・管理に関すること(総括)
				4 モニタリングに関すること(総括) [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 5 塵芥及びし尿処理に関すること(総括) 6 瓦礫の処理に関すること(総括)
	災害廃棄物対策班	班長副班長配備員	ごみ減量推進課 長 清掃管理事務所 長 ごみ減量推進課 清掃管理事務所 廃棄物対策課	[初動対応期] 1 関係施設の被害状況集計及び応急対策に関すること 2 避難所のごみ収集に関すること(総括) 3 仮設トイレの設置・管理に関すること 4 協定締結団体への要請に関すること 5 災害廃棄物に関すること(道路啓開で発生したごみの受入を含む) 6 災害廃棄物の処理方法の検討に関すること 7 災害廃棄物の仮置き場に関すること 8 県が実施する緊急時モニタリングへの協力に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 9 塵芥及びし尿処理に関すること
	環境施設班	班長配備員	北部清掃センタ 一所長 北部清掃センタ	10 瓦礫の処理に関すること 〔初動対応期〕 1 避難所のごみ収集に関すること(所管地区) 〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	環境衛生班	班長副班長配備員	南部衛生センタ 一所長 中部衛生センタ 一所長 中部、南部衛生セ ンター	[初動対応期] 1 避難所等の仮設トイレの設置・管理に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 2 塵芥及びし尿等の処理に関すること

組	織名	耶	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
生活環境部	環境監視班 廃棄物対策 班	班長配備員	環境監視センタ 一所長 環境監視センタ 一 廃棄物対策課長 廃棄物対策課	[初動対応期] 1 大気汚染の監視に関すること 2 公害事故の調査指導に関すること 3 モニタリング結果の収集に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 災害関連(公害)苦情の処理に関すること 5 水質汚濁の監視に関すること [初動対応期] 1 廃棄物処理施設における事故調査に関すること
	除染対策班	班長配備員	除染対策課長 除染対策課	[応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 2 廃棄物処理施設事故の調査指導に関すること [初動対応期] 1 モニタリングポスト等の常時監視に関すること 2 仮置場の被害状況等の確認に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	生活排水対策統括班	班長配備員	経営企画課長補 佐 下水道事業課長 補佐 下水道管理事務 所次長	[初動対応期] 1 生活排水対策室各班との情報共有・連絡調整に関すること 2 生活環境部統括班との情報共有・連絡調整に関すること 3 市対策本部との連絡に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	生活排水対策総務班	班長配備員	経営企画課経営企画課	[初動対応期] 1 職員の安全衛生に関すること 2 国、県、事業者等との情報共有・連絡調整に関すること 3 応援者の配置及び情報の伝達に関すること 4 下水道施設等の被害状況調査の報告書に関すること 5 情報の収集・報告・保管等に関すること 6 市民からの問い合わせ対応に関すること 「応急対応期・復旧復興期」 初動対応期の事務分掌に同じ

組織	載 名	稍	找務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
生活環境部	生活排水対策施設班	班長	下水道事業課長 北部下水 事務所 南部下水道管理 事務所 下水道等業課 北部下 事務所 南部下水道管理 事務所	[初動対応期] 1 職員の安全衛生に関すること 2 浄化センター等との情報共有・連絡調整に関すること 3 国、県、事業者等との情報共有・連絡調整に関すること 4 下水道施設等の被害状況調査の総括に関すること 5 下水道施設等の被害状況調査の実施に関すること 6 応援者の要請・配置計画及び調整に関すること 7 下水道施設等の応急復旧対策に係る資料収集及び計画立案に関すること 8 応急復旧対策の総括に関すること 9 応急復旧対策の終括に関すること 10 情報の収集・報告・保管等に関すること 11 市民からの問い合わせ対応に関すること (応急対応期・復旧復興期) 初動対応期の事務分掌に同じ

組織名		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
保健福祉部	保健福祉部	部長	保健福祉部長	1 保健福祉部の統括に関すること
	統括班	副部長	保健福祉部次長	2 各部との情報共有・連絡調整に関すること
		情報連絡員	保健福祉部統括	3 市対策本部との連絡調整に関すること
			主幹	4 部内の勤務体制に関すること
	保健福祉	班長	保健福祉課長	〔初動対応期〕
	統括班	配備員	保健福祉課	1 人的被害、住家被害、非住家被害(市営・県営住宅を含
				む)状況の調査集計の総括に関すること
				2 福祉施設の人的・物的被害状況の把握に関すること
				3 福祉関係機関との連絡調整に関すること
				4 避難所の管理運営に関すること
				5 福祉避難所の管理運営に関すること
				6 避難所への食糧の調達及び配分の取りまとめに関するこ
				ک
				7 避難所への生活物資の調達及び配分の取りまとめに関す
				ること
				8 避難行動要支援者の把握に関すること
				9 日本赤十字社との連絡調整に関すること
				10 各部避難所支援班の取りまとめに関すること
				〔応急対応期〕
				初動対応期の事務分掌に加え
				11 弔慰金・義援金等の受付及び支給・配分等に関すること
				12 被災者生活再建支援制度に関すること
				13 災害援護資金の貸し付けに関すること
				〔復旧復興期〕
				応急対応期の事務分掌に加え
				14 災害救助法による請求、支払いに関すること

組織	組織名		微務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
保健福祉部	避難所総括班	班長配備員	介護保保証 原は でが域長 健康では 健康では 健康では では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	[初動対応期] 1 福祉施設の人的・物的被害状況の把握に関すること 2 避難所となる施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の管理運営に関すること 4 福祉避難所の管理運営に関すること 5 避難所開設状況の総括及び集計に関すること 6 避難所への人的配置の要請に関すること 7 いわき基幹相談支援センターに関すること 8 被災障がい者の支援に関すること 9 地域包括支援センターとの連携に関すること 10 被災高齢者の支援に関すること (応急対応期) 初動対応期の事務分掌に加え 11 避難所の集約に関すること 12 弔慰金・義援金等の受付及び支給に関すること 13 被災者生活再建支援制度に関すること 14 災害援護資金の貸し付けに関すること [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え
	保健所班	班長配備員	保健所長保健所	15 災害救助法による請求、支払いに関すること [初動対応期] 1 医療関係の応急対策の総括に関すること 2 医療需要の把握に関すること 3 医療施設の被害状況の把握に関すること 4 医療機関及び関係団体との連絡調整に関すること 5 医薬品等の調達に関すること 6 防疫に関すること 7 保健衛生活動に関すること 8 救護所の開設及び運営に関すること 9 救護所と病院間の連絡調整に関すること 10 避難所における保健活動に関すること 11 自宅被災者における保健活動に関すること 12 医療支援チーム・心のケアチーム等の受け入れ、救護所への配置に関すること 13 協定締結団体への要請に関すること 14 ペットの一時預かりに関すること 15 安定ョウ素剤に関すること 16 被ばく医療活動及び避難退域時検査(スクリーニング)に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ

組織名		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
保健福祉部	地域医療対策班	班長配備員	地域医療課長 地域医療課 保健所 こども家庭課	[初動対応期] 1 保健所との連携に関すること 2 医療関係の応急対策の総括に関すること 3 初期救急医療の応急対策に関すること 4 医療需要の把握に関すること 5 医療施設の被害状況の把握に関すること 6 医療機関及び関係団体との連絡調整に関すること 7 医薬品等の調達に関すること 8 防疫に関すること 9 保健衛生活動に関すること 10 医療コールセンターの設置に関すること 11 医療支援チーム・心のケアチーム等の受け入れ、救護所への配置に関すること 「応急対応期・復旧復興期」
	千寿荘班	班長配備員	千寿荘長千寿荘	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害状況の把握及び応急復旧に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	支援班	班長配備員	内郷授産場長 内郷授産場	[初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害状況の把握及び応急復旧に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ

組約		聑	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
こどもみら い部	こどもみらい部 統括班 避難所総括	部長副部長情報連絡員副班長	こどもみらい部長 こどもみらい部 次長 こどもみらい部 統括主幹 こどもみらい課	1 こどもみらい部の統括に関すること 2 各部との情報共有・連絡調整に関すること 3 市対策本部との連絡調整に関すること 4 部内の勤務体制に関すること 〔初動対応期〕
	班	配備員	長 こども支援課長 こどもみらい課 こども支援課	1 福祉施設の人的・物的被害状況の把握に関すること 2 避難所となる施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の管理運営に関すること 4 福祉避難所の管理運営に関すること 5 避難所開設状況の総括及び集計に関すること 6 避難所への人的配置の要請に関すること
				[応急対応期] 初動対応期の事務分掌に加え 7 弔慰金・義援金等の受付及び支給・配分等に関すること 8 被災者生活再建支援制度に関すること 9 災害援護資金の貸し付けに関すること 10 避難所の集約に関すること 11 休止保育所、幼稚園の開所に関すること [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え 12 災害救助法による請求、支払いに関すること
	保健所班	副班長配備員	こども家庭課長こども家庭課	[初動対応期] 1 医療関係の応急対策の総括に関すること 2 医療需要の把握に関すること 3 医療施設の被害状況の把握に関すること 4 医療機関及び関係団体との連絡調整に関すること 5 医薬品等の調達に関すること 6 防疫に関すること 7 保健衛生活動に関すること 8 救護所の開設及び運営に関すること 9 救護所と病院間の連絡調整に関すること 10 避難所における保健活動に関すること 11 自宅被災者における保健活動に関すること 12 医療支援チーム・心のケアチーム等の受け入れ、救護所への配置に関すること 13 協定締結団体への要請に関すること 14 ペットの一時預かりに関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ

組織	織名	聑	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
農林水産部	農林水産部統括班	部長 副部長 情報連絡員	農林水産部長 農林水産部次長 農林水産部統括 主幹	1 農林水産部の統括に関すること 2 各部との情報共有・連絡調整に関すること 3 市対策本部との連絡調整に関すること 4 部内の勤務体制に関すること
	· 水産班	班長、長、田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の	農政流通課長生産振興課長農政流通課長農政流通課	 (初動対応期) 1 農林水産業関係施設・農林畜産物被害に係る情報収集及び取りまとめに関すること 2 食糧の確保に関すること 3 協定締結団体への要請に関すること 4 農業・畜産関係団体との連絡調整に関すること 5 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に加え 6 農林畜産物、加工品等のモニタリング、採取・摂取制限に関すること (復旧復興期) 応急対応期の事務分掌に加え 7 風評の払拭に関すること 8 農畜産業の応急対策に関すること [初動対応期] 1 水産業施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること [初動対応期] 1 水産業施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 3 風評の払拭に関すること
				4 水産物、加工品等のモニタリング、採取・摂取制限に関すること
	市場班	班長 配備員	中央卸売市場場長中央卸売市場	〔初動対応期〕 1 施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 市場関係事業者等との連絡調整に関すること 3 協定締結団体への要請に関すること 「応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ

第3編 武力攻撃事態等への対処

組約		稍	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
農林水産部	農地班	班長配備員	農地課長農地課	[初動対応期] 1 農地及び農業用施設の被害状況の把握並びに応急復旧に関すること 2 農道・田畑等の被害調査に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	林務班	班長配備員	林務課長林務課	[初動対応期] 1 林道・治山施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 林業関係団体との連絡調整に関すること 3 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 林産物のモニタリング、採取・摂取制限に関すること 5 風評の払拭に関すること

組織		聑	哉務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
産業振興部	産業振興部 統括班	部長副部長情報連絡員	産業振興部長 産業振興部次長 産業振興部統括 主幹	1 産業振興部の統括に関すること 2 各部との情報共有・連絡調整に関すること 3 市対策本部との連絡調整に関すること 4 部内の勤務体制に関すること
	産業・港湾班	班長副班長配備員	産業創出課長 工業・港湾課長 産業創出課 工業・港湾課	[初動対応期] 1 所管施設の被害集計及び応急復旧に関すること 2 工業関係団体との連絡調整による被害情報の集計に関すること 3 港湾施設における被害情報の収集及び応急復旧のための関係機関との連絡調整に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 工業製品等のモニタリングに関すること [復旧復興期] 応急復旧期の事務分掌に加え
	商業労政班	班長配備員	商業労政課長商業労政課	5 国・県等の復旧支援策の情報収集に関すること [初動対応期] 1 所管施設の被害集計及び応急復旧に関すること 2 商工関係団体との連絡調整による被害情報の集計に関すること 3 救援物資の受入・配送の管理に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 雇用促進住宅の確保に関すること 5 り災事業者への支援に関すること [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え 6 労務等の確保・供給に関すること
	公営競技班	班長 配備員	公営競技事務所 長 公営競技事務所	〔初動対応期〕 1 所管施設の被害集計及び応急復旧に関すること 2 幹事施行サテライトの被害情報集計に関すること 3 競輪関係機関・団体との連絡調整に関すること 「応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	支援班	班長 配備員	計量検査所長計量検査所	〔初動対応期〕 1 本部長の指示に基づき各部署での支援を行う

組織	組織名		战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ部統括班	部長副部長情報連絡員	観光文化スポー ツ部長 観光文化スポー ツ部次長 観光文化スポー	1 観光文化スポーツ部の統括に関すること2 各部との情報共有・連絡調整に関すること3 市対策本部との連絡調整に関すること4 部内の勤務体制に関すること
	観光振興班	班長配備員	ツ部統括主幹 観光振興課長 観光振興課	〔初動対応期〕 1 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 観光関係団体との連絡調整による被害情報の集計に関すること
				「応急対応期・復旧復興期」初動対応期の事務分掌に加え3 加工品等のモニタリング、摂取制限に関すること4 観光業の風評対策に関すること
	文化交流班	班長 副班長 配備員	文化交流課長 文化財課長 文化交流課 文化対課	〔初動対応期〕 1 文化施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 外国人に対する相談窓口の開設及び情報提供に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に加え 3 文化施設の再開に関すること
	スポーツ振興班	配備員	スポーツ振興課 長 スポーツ振興課	[初動対応期] 1 スポーツ施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に加え 2 スポーツ施設の再開に関すること
	芸術文化 交流班	班長 配備員	いわき芸術文化 交流館長 いわき芸術文化 交流館	〔初動対応期〕1 施設の被害状況集計及び応急対策に関すること〔応急対応期・復旧復興期〕初動対応期の事務分掌に同じ

組織名		用	微務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
土木部	土木部統括班	部長 副部長 情報連絡員	土木部長 土木部次長 土木部統括主幹 土木課庶務係員	1 土木部の統括に関すること2 各部との情報共有・連絡調整に関すること3 市対策本部との連絡調整に関すること4 部内の勤務体制に関すること
	土木班	班長配備員	土木課	[初動対応期] 1 国県道等重要道路の被害状況等に係る情報収集に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 土木関係団体との連絡調整に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 施設等の応急復旧に関すること [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え 5 復旧・復興に関すること
	河川班	班長配備員	河川課	[初動対応期] 1 県所管河川・海岸施設の被害状況等に係る情報収集に関すること 2 準用河川等の被害状況及び応急復旧に係る調査に関すること 3 洪水調節池等の被害状況及び応急復旧に係る情報集約に関すること 4 土砂災害に係る被害状況等の情報集約に関すること 5 災害時支援協定締結団体への要請及び連絡調整に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に加え 6 準用河川等の復旧に関すること [復旧復興期] 応急復旧期の事務分掌に加え 7 復旧・復興に関すること

組	組織名		战務 分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
土木部	道路班	班長配備員	道路管理課長道路管理課	[初動対応期] 1 被災地区支援のための道路啓開に関すること (発生ごみの運搬を含む) 2 緊急輸送路に係る情報収集に関すること 3 市道の被害状況及び応急復旧に係る情報集約に関すること 4 市道の交通規制等に係る情報集約に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に加え 5 市道の復旧に関すること [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え
	住宅営繕班	班長配備員	住宅営繕課長 住宅営繕課 住まい政策課	6 復旧・復興に関すること 〔初動対応期〕 1 市営住宅の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 市営住宅入居者の安否確認に関すること 3 市外避難に係る避難先自治体との連絡調整に関すること 4 市有施設の被害状況の把握及び応急復旧の支援に関すること に忘急対応期〕 初動対応期の事務分掌に加え 5 被災者への住宅の提供に関すること 6 市有施設の復旧に関すること 7 市営住宅の復旧に関すること 8 応急仮設住宅の調査・建設に関すること 〔復旧復興期〕 応急対応期の事務分掌に加え 9 災害公営住宅の調査・建設に関すること
	支援班	班長配備員	用地対策担当課 長 用地対策担当	〔初動対応期〕 1 本部長の指示に基づき各部署での支援を行う

組織	織名	毦	3	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
都市建設部	都市建設部	部長	都市建設部長	1 都市建設部の統括に関すること
	統括班	副部長	都市建設部次長	2 各部との情報共有・連絡調整に関すること
		情報連絡員	都市建設部統括	3 市対策本部との連絡調整に関すること
			主幹	4 部内の勤務体制に関すること
	都市整備班	班長	都市整備課長	〔初動対応期〕
		配備員	都市整備課	1 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること
				[応急対応期]
				初動対応期の事務分掌に同じ
				〔復旧復興期〕
				応急復旧期の事務分掌に加え
				2 所管施設の本復旧に関すること
	建築指導班	班長	建築指導課長	〔初動対応期〕
		配備員	建築指導課	1 被災公共施設の応急危険度判定に関する県との連絡調整
			工事検査課	2 民間避難所の危険度判定に関すること
			住宅営繕課	3 本庁舎及び支所の危険度判定に関すること
			都市整備課	「応急対応期・復旧復興期〕
			住まい政策課	初動対応期の事務分掌に加え
				初期対応朔の事務力事に加え 4 民間住宅等の応急危険度判定に関すること
				5 住宅応急修理制度に関すること
	公園緑地班	班長	公園緑地課長	3 住宅心念修理制及に関すること 「初動対応期」
	公園歌地班	配備員	公園緑地課	1 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること
		配佣貝	公園林地味	2 協定締結団体への要請に関すること
				2 励足柿柏団体、砂安明に関すること
				〔応急対応期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ
				〔復旧復興期〕
				応急対応期の事務分掌に加え
				3 所管施設の本復旧に関すること

組約		稍	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
都市建設部	総合交通対策班	班長 配備員	総合交通対策担 当課長 都市計画課 総合交通対策担 当	[初動対応期] 1 人員の輸送手段の確保に関すること (被災者等の輸送) 2 市内公共交通の被害状況の把握、移動手段の確保及び交通事業者との連絡調整に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に加え 3 人員の輸送手段の確保に関すること (避難所における生活に必要な移動手段の確保)
	支援班	班長	都市計画課長	〔復旧復興期〕 応急対応期の事務分掌に加え 4 借上住宅や仮設住宅設置に合わせた移動手段の確保 〔初動対応期〕
		副班長配備員	住まい政策課長 都市計画課 住まい政策課	1 本部長の指示に基づき各部署での支援を行う〔応急対応期・復旧復興期〕初動対応期の事務分掌に加え2 民間借り上げ住宅の調査・確保に関すること3 復興計画に関すること

組織名		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
各種委員会	委員会等	班長	議会事務局長	1 各種委員会の統括に関すること
等事務局	統括班	配備員	議会事務局	2 各部との情報共有・連絡調整に関すること
				3 市対策本部との連絡調整に関すること
				4 部内の勤務体制に関すること
				5 議会における災害対策に関すること
	農業委員会	班長	農業委員会事務	〔初動対応期〕
	事務局班		局長	1 農業委員の安否確認に関すること
		配備員	農業委員会事務局	〔応急対応期・復旧復興期〕
			/BJ	初動対応期の事務分掌に加え
				2 農業委員への情報提供に関すること
	会計班	班長	会計管理者	〔初動対応期〕
		副班長	会計室長	1 資金繰りに関すること
		配備員	会計室	〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に加え
				2 物資調達の予算執行に関すること
				3 物資調達の伝票審査に関すること
	支援班	班長	選挙管理委員会	〔初動対応期〕
			事務局長	1 本部長の指示に基づき各部署での支援を行う
		副班長	監査委員事務局	
			長	
		配備員	選挙管理委員会	
			事務局	
			監査委員事務局	

組織名		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
教育委員会 事務局	教育委員会 事務局 統括班	部長副部長	教育部長 教育部次長 学校教育推進室	1 教育委員会の統括に関すること2 各部との情報共有・連絡調整に関すること3 市対策本部との連絡調整に関すること
		情報連絡員	長 教育委員会事務 局統括主幹	4 部内の勤務体制に関すること
	教育施設班	班長 副班長 配備員	教育政策課長 施設整備課長 教育政策課 施設整備課	[初動対応期] 1 教育委員会所管施設の被害状況集計の総括に関すること 2 小・中学校の被害状況の把握及び応急復旧に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	学校教育班	班長副班長配備員	学校教育課長 総合教育センタ 一所長 学校教育課 総合教育センタ	[初動対応期] 1 児童・生徒の避難並びに安否確認に関すること 2 休校に関すること 3 教職員との連絡調整に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 応急教育に関すること 5 小・中学校の再開に関すること
	学校支援班	班長配備員	学校支援課長学校支援課	[初動対応期] 1 学校・給食施設の被害状況把握及び応急復旧に関すること 2 給食施設での炊出しに関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 3 被災した児童・生徒に対する学用品の支給並びに教育関係義援品等の受け付け及び配布に関すること
	生涯学習班	班長配備員	生涯学習課長 生涯学習課	[初動対応期] 1 社会教育施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に加え 2 社会教育施設の被害状況や閉館等の情報発信に関すること [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え 3 社会教育施設開館の決定に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

組織名		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
教育委員会事務局	図書館班	班長配備員	総合図書館長総合図書館	〔初動対応期〕 1 来館者の避難及び安否確認に関すること 2 施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	美術館班	班長配備員	美術館長美術館	〔初動対応期〕1 来館者の避難及び安否確認に関すること2 施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること〔応急対応期・復旧復興期〕初動対応期の事務分掌に同じ

組織名		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
消防本部	消防本部統括班	部長副部長情報連絡員	消防長 消防次長 消防団副団長 消防本部統括主 幹	1 消防本部の統括に関すること 2 各部との情報共有・連絡調整に関すること 3 市対策本部との連絡調整に関すること 4 部内の勤務体制に関すること 5 消防団との連絡調整に関すること 6 住民等の避難誘導に関すること
	消防総務班	班長副班長配備員	総務課長 総務課長補佐 総務課	[初動対応期] 1 消防総務班の総括に関すること 2 市対策本部との連絡調整に関すること 3 消防団員の参集に関すること 4 職員動員、安否確認及び労務管理に関すること 5 庁舎、装備及び備蓄品に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	指揮班	班長副班長配備員	警防課長 警防課長補佐 警防課 予防課 予防課 総務課	(初動対応期) 1 指揮班の総括、消防部隊の総合指揮に関すること 2 県調整本部への職員派遣に関すること 3 指揮本部の運営に関すること 4 救急医療機関との連絡調整に関すること 5 緊急消防援助隊の受援に関すること 6 協定締結団体への要請に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	指令班	班長副班長配備員	指令課長補佐指令課	(初動対応期) 1 指令班の総括に関すること 2 消防無線の運用に関すること 3 通信機器の管理に関すること 4 出動命令・災害状況の情報収集に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	情報記録班	班長副班長配備員	予防課長 予防課長補佐 総務課 予防課	[初動対応期] 1 情報記録班の総括に関すること 2 危険物施設災害活動に関すること 3 各地区の情報収集に関すること 4 災害状況、災害活動の調査及び記録に関すること 5 災害即報に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ

組織名		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
水道部	水道部	部長	水道局長	1 水道局の統括に関すること
	統括班	副部長	水道局次長	2 各部との情報共有・連絡調整に関すること
			総務課長	3 市対策本部との連絡調整に関すること
		情報連絡員	水道局統括主幹	4 部内の勤務体制に関すること
	水道庶務班	班長	経営戦略課長	〔初動対応期〕
		副班長	経営戦略課長補	1 水道部の庶務に関すること
			佐	2 各班との連絡調整に関すること
		配備員	総務課	3 水道部会議の庶務に関すること
			経営戦略課	4 職員の安全衛生に関すること
				5 渉外に関すること
				6 市対策本部との連絡調整に関すること
				7 被災住民の補償に関すること
				8 局外への応援要請に関すること
				9 他都市応援者の庶務に関すること
				10 局水道災害時支援者及びボランティアの庶務に関するこ
				ک
				11 車両配備の総括に関すること
				12 災害応急資機材及び用品調達に関すること
				13 応急給水用の機材及び用品調達の総括に関すること
				14 応急復旧資材の調達、集計及び整理に関すること
				15 応急資金の調達及び支払いに関すること
				16 通行許可証の確保に関すること
				17 水道施設の被害状況調査及び報告書の統括に関すること
				18 情報の収集、報告及び広報の総括に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ
	応急給水班	班長	営業課長	〔初動対応期〕
		副班長	営業課長補佐	1 応急給水の総括に関すること
		配備員	営業課	2 応急給水に係る資料収集及び計画の立案に関すること
			その他関係課等	3 応援者の配置及び情報の伝達に関すること
				4 応急給水所の設置及び運営に関すること
				5 応急給水用の機材及び用品に関すること
				6 車両による応急給水作業に関すること
				7 応急給水容器等の運搬及び回収に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ

組織名		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
水道部	運用班	班長副班長配備員	配水課長 配水課長補佐 配水課 その他関係課等	[初動対応期] 1 応急給水に係る資料収集及び計画立案の支援に関すること 2 配水調整に関すること 3 施設の応急復旧対策に係る資料収集及び計画立案の支援 に関すること 4 対策進行状況調査の総括に関すること 5 各班への人員配置の調整に関すること 6 応援者の配置計画及び調整に関すること 7 水道施設の被害及び復旧状況調査の総括に関すること 8 統括無線、漏水調査に関すること 9 情報の収集、報告に関すること 10 出先機関等への連絡派遣に関すること 11 市民からの問い合わせ対応に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	浄水復旧班	班長副班長配備員	浄水課長 水質管理センタ 一水場管理 室長 南部浄水場管理 室長 浄水課 水質管理センタ 一 北部 管理センタ ー 北部 第一本場管理 で で で で の の の の の の の の の の の の の の の	[初動対応期] 1 浄水施設の応急復旧対策に係る資料収集に関すること 2 水源の調査に関すること 3 災害応急資機材、用品及び復旧資材に関すること 4 浄水施設の被害状況調査の総括に関すること 5 対策進行状況の調査に関すること 6 浄水施設の応急復旧対策に係る計画の立案及び復旧工事に関すること 7 電気設備の応急復旧対策の総括に関すること 8 水質に関すること 9 所管浄水施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること 10 飲料水のモニタリング及び摂取制限に関すること [応急対応期・復旧復興期]
				初動対応期の事務分掌に同じ

組	織名	職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
水道部	北部配水復	班長	工務課長	〔初動対応期〕
	旧班	副班長	工務課長補佐	1 災害応急資機材、用品及び復旧資材に関すること
		配備員	工務課	2 応急復旧工事の総括に関すること
			その他関係課等	3 関係業者の総括に関すること
				4 配水施設の被害状況調査に関すること
				5 施設の応急復旧に係る資料収集及び計画の立案に関する
				こと
				6 応急復旧工事の実施に関すること
				7 対策進行状況の調査に関すること
				8 応急仮設管設置の総括に関すること
				9 被災地域の情報収集に関すること
				10 応援者の配置及び情報の伝達に関すること
				「応急対応期・復旧復興期」
				初動対応期の事務分掌に同じ
	南部配水復	班長	南部工事事務所	〔初動対応期〕
	旧班		長	1 災害応急資機材、用品及び復旧資材に関すること
		副班長	南部工事事務所	2 応急復旧工事の総括に関すること
			長補佐	3 関係業者の総括に関すること
		配備員	南部工事事務所	4 配水施設の被害状況調査に関すること
			その他関係課等	5 施設の応急復旧に係る資料収集及び計画の立案に関する
				こと
				6 応急復旧工事の実施に関すること
				7 対策進行状況の調査に関すること
				8 応急仮設管設置の総括に関すること
				9 被災地域の情報収集に関すること
				10 応援者の配置及び情報の伝達に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ

組	織名	暗	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
平地区本部	地区本部統括班	地区本部長地区副本部長	市民協働部次長 土木部次長 選挙管理委員会 事務局長 平消防署長 消防団第 1 支団 長 地域振興課長補 佐	1 平地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること 〔初動対応期〕 1 市対策本部との連絡調整に関すること
			総務課職員課消費生活センター	2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 所管地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること (避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受入に関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること 15 避難状況の確認に関すること 16 (応急対応期) 初動対応期の事務分掌に同じ 「復旧復興期」 応急対応期の事務分掌に加え 14 地区本部庁舎等の復旧に関すること
	衛生班	班長配備員	ごみ減量推進課 長補佐 ごみ減量推進課 廃棄物対策課	[初動対応期] 1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること 2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組	織名	耶	战務分担	事務分掌
部名	班名	本部の 職名	職員配置	
平地区本部	医療班	班長 配備員	平地区保健福祉 センター次長 平地区保健福祉 センター (健康 係)	〔初動対応期〕 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ョウ素剤に関すること 「応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班福祉グループ	班長配備員	平地区保健福祉 センター所長 平地区保健福祉 センター 平地区保育所 その他関係課等	[初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班教育グループ	班長配備員	中央公民館長 平地区公民館 平地区幼稚園 平北部、南部学 校給食共同調理 場	[初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 給食施設での炊き出しに関すること 4 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 5 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ

組	織名	職務分担		事務分掌
部名	班名	本部の 職名	職員配置	
平地区本部	経済土木班	班長配備員	土木課長補佐土木課 河川課 道路管理課 住宅営繕課 農地課 林務課 工事検査課 都市整備課	[初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること
	都市整備班	班長配備員	都市整備課長補佐都市整備課	 (初動対応期) 1 区画整理事業地内の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 住民等の避難誘導に関すること (応急対応期・復旧復興期) 初動対応期の事務分掌に同じ
	消防第一班	班長配備員	平消防署	[初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防職員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対策の総括に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ

第3編 武力攻撃事態等への対処

組約	能名	職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
平地区本部	消防第二班	班長	消防団第 1 支団	〔初動対応期〕
			副支団長	1 災害の警戒・防御に関すること
		配備員	消防団第1支団	2 救出及び救助に関すること
				3 消防団員の配備に関すること
				4 災害情報の収集に関すること
				5 避難指示の伝達に関すること
				6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関するこ
				ک
				7 住民等の避難誘導に関すること
				8 避難状況の確認に関すること
				9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ
	り災班	班長		〔応急対応期・復旧復興期〕
		配備員	災対本部り災班	1 り災証明書申請受付の実施に関すること

組糸		暗	找務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
小名 浜地区本部	地区本部統括班	地区本部長地区副本部長	小名浜支所長 小名浜支所次長 小名浜消防署長 消防団第 2 支団 長	1 小名浜地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること
	総務班	班長 配備員	小名浜支所市民課長小名浜支所市民課	[初動対応期] 1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること(避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受入に関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること 15 避難状況の確認に関すること 16 に急対応期 初動対応期の事務分掌に同じ [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え
	衛生班	班長配備員	小名浜支所市民 課長補佐 小名浜支所市民 課	14 地区本部庁舎等の復旧に関すること 〔初動対応期〕 1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること 2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること
				5 モニタリングに関すること〔応急対応期・復旧復興期〕初動対応期の事務分掌に加え6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組約	 哉名	耶	選務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
小名浜地区本部	医療班	班長配備員	小名浜地区保健 福祉センター次 長 小名浜地区保健 福祉センター(健 康係)	〔初動対応期〕 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ヨウ素剤に関すること
				[応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班 福祉グルー プ	班長配備員	小名浜地区保健 福祉センター所 長 小名浜地区保健 福祉センター 小名浜地区保育 所	[初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること
				[応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班 教育グルー プ	班長配備員	小名浜公民館長 小名浜地区公民 館 小名浜地区幼稚 園 小名浜学校給食 共同調理場	[初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 給食施設での炊き出しに関すること 4 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 5 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	経済土木班	班長	小名浜支所経済	初動対応期の事務分掌に同じ 〔初動対応期〕
	ки т им	配備員	土木課長 小名浜支所経済 土木課 その他関係課等	1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急 復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること

組約		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
小名浜地区	消防第一班	班長	小名浜消防署長	〔初動対応期〕
本部		副班長	小名浜消防署江	1 災害の警戒・防御に関すること
			名分遣所長	2 救出及び救助に関すること
		配備員	小名浜消防署	3 消防職員の配備に関すること
			小名浜消防署江	4 災害情報の収集に関すること
			名分遣所	5 避難指示の伝達に関すること
				6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対
				策の総括に関すること
				7 住民等の避難誘導に関すること
				8 避難状況の確認に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ
	消防第二班	班長	消防団第 2 支団	〔初動対応期〕
			副支団長	1 災害の警戒・防御に関すること
		配備員	消防団第2支団	2 救出及び救助に関すること
				3 消防団員の配備に関すること
				4 災害情報の収集に関すること
				5 避難指示の伝達に関すること
				6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関するこ
				٤
				7 住民等の避難誘導に関すること
				8 避難状況の確認に関すること
				9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること
				[応急対応期・復旧復興期]
				初動対応期の事務分掌に同じ
	り災班	班長	小名浜税務事務	〔応急対応期・復旧復興期〕
			所長	1 り災証明書申請受付の実施に関すること
		配備員	小名浜税務事務	
			所	

組糸		稍	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
勿来地区本部	地区本部統括班	地区本部長地区副本部長	勿来支所長 勿来支所次長 勿来消防署長 消防団第 3 支団 長 勿来支所市民課	1 勿来地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること [初動対応期]
		配備員	長 勿来支所市民課 (総務係、市民係)	1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること(避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受け入れに関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること
	衛生班	班長	勿来支所市民課 長補佐	「応急対応期」初動対応期の事務分掌に同じ〔復旧復興期〕応急対応期の事務分掌に加え14 地区本部庁舎等の復旧に関すること〔初動対応期〕1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること
		配備員	勿来支所市民課 保健衛生係	2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること (応急対応期・復旧復興期) 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組約	組織名		鐵務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
勿来地区本部	選難所班 福祉グループ	班長配備員	勿来・田人地区保 3 避難所の巡回に関すること	1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ョウ素剤に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難
				6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること 「応急対応期・復旧復興期」 初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班 教育グルー プ	班長配備員	植田公民館長 勿来地区公民館 勿来地区幼稚園 勿来学校給食共 同調理場	[初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 給食施設での炊き出しに関すること 4 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 5 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ

組約		項	微務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
勿来地区本部	経済土木班	班長配備員	勿来支所経済土 木課長 勿来支所経済土 木課 その他関係課等	[初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること
	都市整備班	班長配備員	勿来区画整理事 務所長 勿来区画整理事 務所	5 一時提供住宅の受付に関すること 〔初動対応期〕 1 区画整理事業地内の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 住民等の避難誘導に関すること 〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	消防第一班	班長配備員	勿来消防署長 勿来消防署	[初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防職員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対策の総括に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ

第3編 武力攻撃事態等への対処

組糸	 能名	稍	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
勿来地区本	消防第二班	班長	消防団第 3 支団	〔初動対応期〕
部			副支団長	1 災害の警戒・防御に関すること
		配備員	消防団第3支団	2 救出及び救助に関すること
			第 1~7 分団	3 消防団員の配備に関すること
				4 災害情報の収集に関すること
				5 避難指示の伝達に関すること
				6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関するこ
				ک
				7 住民等の避難誘導に関すること
				8 避難状況の確認に関すること
				9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること
				[応急対応期・復旧復興期]
				初動対応期の事務分掌に同じ
	り災班	班長	勿来税務事務所	〔応急対応期・復旧復興期〕
			長	1 り災証明書申請受付の実施に関すること
		配備員	勿来税務事務所	

組織	能名	稍	找務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
常磐地区本部	地区本部統括班		職員配置常磐支所長常磐支所次長常磐消防署長消防団第4支団長 常磐支所市民課長 常磐支所市民課長	1 常磐地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること [初動対応期] 1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話広対に関すること
				6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること (避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受け入れに関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に同じ [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え
				14 地区本部庁舎等の復旧に関すること
	衛生班	班長	常磐支所市民課 長補佐	[初動対応期] 1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること
		配備員	常磐支所市民課	2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組織	組織名		战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
常磐地区本	医療班	班長	常磐•遠野地区保	〔初動対応期〕
溶			健福祉センター	1 医療需要の把握に関すること
			次長	2 医療施設の被害状況の把握に関すること
		配備員	常磐•遠野地区保	3 避難所の巡回に関すること
			健福祉センター	4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること
			(健康係)	5 安定ヨウ素剤に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班	班長	常磐•遠野地区保	〔初動対応期〕
	福祉グルー		健福祉センター	1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること
	プ		所長	2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること
		配備員	常磐•遠野地区保	3 福祉避難所の開設及び運営に関すること
			健福祉センター	4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難
			常磐地区保育所	所を含む)
			その他関係課等	5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること
				6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関
				すること
				7 福祉関係機関との連絡調整に関すること
				8 要配慮者の把握に関すること
				9 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること
				10 住民等の避難誘導に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班	班長	常磐公民館長	〔初動対応期〕
	教育グルー	配備員	常磐地区公民館	1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること
	プ		常磐地区幼稚園	2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること
			常磐学校給食共	3 給食施設での炊き出しに関すること
			同調理場	4 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること
				5 住民等の避難誘導に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ

組織	 競名	毦		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
常磐地区本部	経済土木班	班長配備員	常磐支所経済土 木課長 常磐支所経済土 木課 その他関係課等	[初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 湯本財産区の温泉施設・所有地の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 4 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期]
				初動対応期の事務分掌に加え 5 住宅の応急修理に関すること 6 一時提供住宅の受付に関すること
	消防第一班	班長配備員	常磐消防署長常磐消防署	[初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防職員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対策の総括に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	消防第二班	班長配備員	消防団第 4 支団副支団長消防団第 4 支団	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防団員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること 9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	り災班	班長配備員	常磐税務事務所 長 常磐税務事務所	〔応急対応期・復旧復興期〕 1 り災証明書申請受付の実施に関すること

組約		暗	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
内郷地区本部	地区本部統括班	地区本部 長 地区副本 部長	内郷支所長 内郷支所次長 内郷消防署長 消防団第 5 支団 長	1 内郷地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること
	総務班	班長配備員	内郷支所次長内郷支所総務係	 (初動対応期) 1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること (避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受け入れに関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること 「応急対応期」 初動対応期の事務分掌に同じ 「復旧復興期」 応急対応期の事務分掌に加え 14 地区本部庁舎等の復旧に関すること
	衛生班	班長 配備員	内郷支所地域振 興担当員 内郷支所市民係	[初動対応期] 1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること 2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組織	組織名		微務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
內郷地区本部	医療班	班長配備員	内郷・好間・三和 地区保健福祉セ ンター保健係長 内郷・好間・三和 地区保健福祉セ ンター (健康係)	〔初動対応期〕 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ョウ素剤に関すること
				[応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班福祉グループ	班長配備員	内郷・好間・三和 地区保健福祉センター所長 内郷・好間・三和 地区保健福祉センター 内郷地区保育所 その他関係課等	(初動対応期) 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班 教育グルー プ	班長配備員	内郷公民館長 内郷公民館 内郷地区幼稚園	(初動対応期) 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 4 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	経済土木班	班長配備員	内郷支所市民相談員その他関係課等	[初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること

組織		暗	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
内郷地区本	消防第一班	班長	内郷消防署長	〔初動対応期〕
部		配備員	内郷消防署	1 災害の警戒・防御に関すること
				2 救出及び救助に関すること
				3 消防職員の配備に関すること
				4 災害情報の収集に関すること
				5 避難指示の伝達に関すること
				6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対
				策の総括に関すること
				7 住民等の避難誘導に関すること
				8 避難状況の確認に関すること
				「応急対応期・復旧復興期」
				初動対応期の事務分掌に同じ
	消防第二班	班長	消防団第 5 支団	〔初動対応期〕
			副支団長	1 災害の警戒・防御に関すること
		配備員	消防団第 5 支団	2 救出及び救助に関すること
				3 消防団員の配備に関すること
				4 災害情報の収集に関すること
				5 避難指示の伝達に関すること
				6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関するこ
				٤
				7 住民等の避難誘導に関すること
				8 避難状況の確認に関すること
				9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ
	り災班	班長	内郷税務事務所	〔応急対応期・復旧復興期〕
			長	1 り災証明書申請受付の実施に関すること
		配備員	内郷税務事務所	

組織		聑	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
四倉地区本部	地区本部統括班総務班	地区本部長地区副本部長	四倉支所長 四倉支所次長 平消防署四倉分 署長 消防団第7支団 長	1 四倉地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること [初動対応期]
	松初	配備員	長四倉支所市民課	1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること (避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受け入れに関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること 15 避難状況の確認に関すること 16 (応急対応期) 初動対応期の事務分掌に同じ [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え
	衛生班	班長 配備員	四倉支所市民課長補佐 四倉支所市民課	14 地区本部庁舎等の復旧に関すること [初動対応期] 1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること 2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組約	 能 名	耶	選務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
四倉地区本部	医療班	班長配備員	四倉地区保健福 祉センター次長 四倉地区保健福 祉センター(健康 係)	[初動対応期] 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ョウ素剤に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班 福祉グルー プ	班長配備員	四倉地区保健福 祉センター所長 四倉地区保健福	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること
			祉センター 四倉地区保育所 その他関係課等	3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班教育グループ	班長配備員	四倉公民館長四倉地区公民館四倉地区幼稚園四倉学校給食共同調理場	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 給食施設での炊き出しに関すること 4 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 5 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	経済土木班	班長配備員	四倉支所経済土 木課長 四倉支所経済土 木課 その他関係課等	[初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること

組織		暗	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
四倉地区本	消防第一班	班長	平消防署四倉分	〔初動対応期〕
部			署長	1 災害の警戒・防御に関すること
		配備員	平消防署四倉分	2 救出及び救助に関すること
			署長が指名する	3 消防職員の配備に関すること
			者	4 災害情報の収集に関すること
				5 避難指示の伝達に関すること
				6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対
				策の総括に関すること
				7 住民等の避難誘導に関すること
				8 避難状況の確認に関すること
				[応急対応期・復旧復興期]
				初動対応期の事務分掌に同じ
	消防第二班	班長	消防団第 7 支団	〔初動対応期〕
			副支団長	1 災害の警戒・防御に関すること
		配備員	消防団第7支団	2 救出及び救助に関すること
				3 消防団員の配備に関すること
				4 災害情報の収集に関すること
				5 避難指示の伝達に関すること
				6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関するこ
				٤
				7 住民等の避難誘導に関すること
				8 避難状況の確認に関すること
				9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に同じ
	り災班	班長	四倉税務事務所	〔応急対応期・復旧復興期〕
			長	1 り災証明書申請受付の実施に関すること
		配備員	四倉税務事務所	

組織		聑	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
遠野地区本部	地区本部統括班	地 区本部長地 区副本部長	遠野支所長 遠野支所次長 常磐消防署遠野 分遣所長 消防団第 4 支団 副支団長	1 遠野地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること
	総務班	班長配備員	遠野支所次長 (兼務) 遠野支所	[初動対応期] 1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること(避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受け入れに関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること 「応急対応期」 初動対応期の事務分掌に同じ 「復旧復興期」 応急対応期の事務分掌に加え 14 地区本部庫会際の復居に関すること
	衛生班	班長配備員	遠野支所次長 (兼務) 遠野支所	14 地区本部庁舎等の復旧に関すること [初動対応期] 1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること 2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組約	 哉名	暗		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
遠野地区本部	医療班	班長配備員	常磐地区医療班対応	[初動対応期] 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ョウ素剤に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班福祉グループ	班長配備員	遠野支所市民福 祉係長 遠野地区保育所 その他関係課等	(心忌対応期・復旧復興期) 初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班 教育グルー プ	班長配備員	上遠野公民館長遠野地区公民館	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所の開設及び運営に関すること 3 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 4 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	経済土木班	班長配備員	遠野支所地域振 興担当員 その他関係課等	[初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること

組約		暗	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
遠野地区本部	消防第一班	班長配備員	常磐消防署遠野分遺所長常磐消防署遠野分遺所	[初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防職員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対策の総括に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること
	消防第二班	班長配備員	消防団第 4 支団 副支団長 消防団第 4 支団	〔応急対応期・復旧復興期〕初動対応期の事務分掌に同じ〔初動対応期〕1 災害の警戒・防御に関すること2 救出及び救助に関すること
				3 消防団員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること 9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること
	り災班	班長配備員	対策本部り災班	〔応急対応期・復旧復興期〕初動対応期の事務分掌に同じ〔応急対応期・復旧復興期〕1 り災証明書申請受付の実施に関すること

組織		聑	搬務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
小川地区本部	地区本部統括班	地区本部長地区副本部長	小川支所長 小川支所次長 平消防署長小川 分遣所長 消防団第 6 支団 長又は副支団長	1 小川地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること
	総務班	班長 配備員	小川支所次長 (兼務) 小川支所	[初動対応期] 1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること (避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受け入れに関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること 15 避難状況の確認に関すること 16 (応急対応期) 初動対応期の事務分掌に加え 14 地区本部項の事務分掌に加え
	衛生班	班長配備員	小川支所地域振 興担当員 小川支所	14 地区本部庁舎等の復旧に関すること 〔初動対応期〕 1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること 2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること 「応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組織	組織名		微務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
小川地区本 部	医療班	班長配備員	小川・川前地区保 健福祉センター 次長 小川・川前地区保 健福祉センター (健康係)	[初動対応期] 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ヨウ素剤に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班福祉グループ	班長配備員	小川・川前地区保 健福祉センター 所長 小川・川前地区保 健福祉センター 小川保育所	[初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること
				〔応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	避難所班 教育グルー プ	班長配備員	小川公民館長小川公民館	[初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 4 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	経済土木班	班長配備員	小川支所市民相談員 その他関係課等	[初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること

組約	組織名		3	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
小川地区本 部	消防第一班	班長配備員	平消防署長小川 分遣所長 平消防署小川分 遣所	[初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防職員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対策の総括に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	消防第二班	班長配備員	消防団第 6 支団 長又は副支団長 消防団第 6 支団 (第 7,8 分団)	初動対応期の事務分掌に同じ 〔初動対応期〕 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防団員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること 9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること 「応急対応期・復旧復興期」 初動対応期の事務分掌に同じ
	り災班	班長 配備員	対策本部り災班	〔応急対応期・復旧復興期〕 1 り災証明書申請受付の実施に関すること

組織		聑	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
好間地区本	地区本部	地区本部	好間支所長	1 好間地区国民保護対策の総括に関すること
部	統括班	長		2 地区本部の設置・解散に関すること
		地区副本	好間支所次長	3 避難指示の意思決定に関すること
		部長	消防団第 5 支団	4 地区本部内の勤務体制に関すること
			副支団長	5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること
	総務班	班長	好間支所次長	〔初動対応期〕
			(兼務)	1 市対策本部との連絡調整に関すること
		配備員	好間支所	2 地区本部長命令の伝達に関すること
				3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関す
				ること
				4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関するこ
				٤
				5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
				٤
				6 総合窓口・電話応対に関すること
				7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
				8 広報に関すること
				9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること
				10 炊き出しに関すること(避難者等、消防団、職員)
				11 支援物資の受け入れに関すること
				12 地区本部職員の被ばく管理に関すること
				13 避難状況の確認に関すること
				[応急対応期]
				初動対応期の事務分掌に同じ
				[復旧復興期]
				応急対応期の事務分掌に加え
				14 地区本部庁舎等の復旧に関すること
	衛生班	班長	好間支所次長	[初動対応期]
		#7 /#* F	(兼務)	1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること
		配備員	好間支所	2 塵芥及びし尿処理に関すること
				3 仮設トイレの設置管理に関すること
				4 衛生管理に関すること
				5 モニタリングに関すること
				「応急対応期・復旧復興期〕
				初動対応期の事務分掌に加え
				6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関す
				ること

組織		耶	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
好間地区本部	医療班	班長配備員	内郷地区医療班対応	[初動対応期] 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ョウ素剤に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班 福祉グルー プ	班長配備員	内郷・好間・三和 地区保健福祉センター次長 内郷・好間・三和 地区保健福祉センター 好間支所 その他関係課等	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班 教育グルー プ	班長配備員	好間公民館長 好間公民館 その他関係課等	初動対応期の事務分掌に同じ 〔初動対応期〕 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 4 住民等の避難誘導に関すること 「応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に同じ
	経済土木班	班長配備員	好間支所地域振 興担当員 その他関係課等	[初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること

組約		暗	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
好間地区本部	消防第一班	班長配備員	内郷消防署副署 長 内郷消防署長が 指名する者	[初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防職員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対策の総括に関すること
	消防第二班	班長	消防団第 5 支団	7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期]
		配備員	削支団長 消防団第 5 支団	1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防団員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること 9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること 「応急対応期・復旧復興期」
	り災班	班長 配備員	災対本部り災班	初動対応期の事務分掌に同じ [応急対応期・復旧復興期] 1 り災証明書申請受付の実施に関すること

組約		暗	战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
三和地区本部	地区本部統括班	地区本部長地区副本部長	三和支所長 三和支所次長 内郷消防署三和 分遣所長 消防団第 6 支団 長又は副支団長	1 三和地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること
	総務班	班長配備員	三和支所次長(兼務)三和支所市民福祉係	[初動対応期] 1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること(避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受け入れに関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること [応急対応期] 初動対応期の事務分掌に同じ [復旧復興期]
	衛生班	班長	三和支所財産区	応急対応期の事務分掌に加え 14 地区本部庁舎等の復旧に関すること 〔初動対応期〕
	, 10 max //mi	配備員	担当員三和支所市民福祉係	1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること 2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組織	組織名		战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
三和地区本部	医療班	班長 配備員	内郷地区本部医療班	[初動対応期] 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ョウ素剤に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班 福祉グルー プ	班長配備員	三和支所市民福 祉係長 三和支所市民福 祉係 三和地区保育所 その他関係課等	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班 教育グルー プ 経済土木班	班長配備員班長	三和公民館長 三和公民館 三和学校給食共 同調理場 三和支所地域振 興担当員	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 給食施設での炊き出しに関すること 4 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 5 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急
		配備員	その他関係課等	復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること

組織	組織名		战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
三和地区本部	消防第一班	班長配備員	内郷消防署長三 和分遣所長 内郷消防署三和 分遣所	[初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防職員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対策の総括に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること
	消防第二班	班長配備員	消防団第 6 支団 長又は副支団長 消防団第 6 支団	 (応急対応期・復旧復興期) 初動対応期の事務分掌に同じ (初動対応期) 災害の警戒・防御に関すること 救出及び救助に関すること 消防団員の配備に関すること 災害情報の収集に関すること 避難指示の伝達に関すること
				6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること 9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること 「応急対応期・復旧復興期」 初動対応期の事務分掌に同じ
	り災班	班長 配備員	災対本部り災班	〔応急対応期・復旧復興期〕 1 り災証明書申請受付の実施に関すること

組約	 哉名	暗		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
田人地区本部	地区本部統括班	地区本部長地区副本部長	田人支所長 田人支所次長 勿来消防署田人 分遣所長 消防団第3支団 副支団長	1 田人地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること
	総務班	班長配備員	田人支所次長(兼務)田人支所	[初動対応期] 1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること (避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受け入れに関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること 15 避難状況の確認に関すること 16 流急対応期〕 初動対応期の事務分掌に同じ [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え
	衛生班	班長配備員	田人支所地域振興担当員 田人支所	14 地区本部庁舎等の復旧に関すること 〔初動対応期〕 1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること 2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること [応急対応期・復旧復興期〕 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組織	組織名		微務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
田人地区本 部	医療班	班長配備員	田人診療所事務 長 田人診療所	[初動対応期] 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ョウ素剤に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班福祉グループ	班長配備員	田人支所市民福 祉係長 田人保育所 その他関係課等	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班 教育グルー プ	班長配備員	田人公民館長田人公民館	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 4 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	経済土木班	班長配備員	田人支所財産区 担当員 その他関係課等	[初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること

組約		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
部	消防第一班	班長配備員	勿来消防署田人 分遣所長 勿来消防署田人 分遣所	[初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防職員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対策の総括に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	消防第二班	班長配備員	消防団第 3 支団 副支団長 消防団第 3 支団 (第 8, 9 分団)	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防団員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること 9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	り災班	班長 配備員	対策本部り災班	〔応急対応期・復旧復興期〕 1 り災証明書申請受付の実施に関すること

組織名		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
川前地区本部	地区本部統括班	地区本部長地区副本部長	川前支所長 川前支所次長 平消防署川前分 遺所長 消防団第 6 支団 長または副支団 長	1 川前地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること
	総務班	班長配備員	川前支所	 【初動対応期】 1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること(避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受け入れに関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること 「応急対応期」 初動対応期の事務分掌に加え 「復日復興期」 応急対応期の事務分掌に加え 14 地区本部庁舎等の復旧に関すること
	衛生班	班長配備員	川前支所地域振 興担当員 川前支所	[初動対応期] 1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること 2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組約		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
川前地区本部	医療班	班長 配備員	小川地区本部医療班	[初動対応期] 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ョウ素剤に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班 福祉グルー プ	班長配備員	川前支所市民福 祉係長 川前支所 その他関係課等	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること
	避難所班 教育グルー プ	班長配備員	川前公民館長川前公民館	[応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ (初動対応期) 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 給食施設での炊き出しに関すること 4 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 5 住民等の避難誘導に関すること (応急対応期・復旧復興期) 初動対応期の事務分掌に同じ
	経済土木班	班長配備員	川前支所財産区 担当員 その他関係課等	(初動対応期) 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること (応急対応期・復旧復興期) 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること

組約	組織名		战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
川前地区本部	消防第一班	班長配備員	平消防署川前分 遺所長 平消防署川前分 遺所	[初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防職員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対策の総括に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること
	消防第二班	班長	消防団第 6 支団	8 避難状況の確認に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期]
		配備員	長又は副支団長 消防団第6支団	1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防団員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること 9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること 「応急対応期・復旧復興期」
	り災班	班長配備員	対策本部り災班	初動対応期の事務分掌に同じ [応急対応期・復旧復興期] 1 り災証明書申請受付の実施に関すること

組織名		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
久之浜·大久 地区本部	地区本部 統括班	地区本部 長 地区副本 部長	久之浜·大久支所 長 久之浜·大久支所 次長 消防団第7支団 副支団長	1 久之浜・大久地区国民保護対策の総括に関すること 2 地区本部の設置・解散に関すること 3 避難指示の意思決定に関すること 4 地区本部内の勤務体制に関すること 5 市対策本部への応援職員要請の決定に関すること
	総務班	班長配備員	久之浜·大久支所 次長(兼務) 久之浜·大久支所	[初動対応期] 1 市対策本部との連絡調整に関すること 2 地区本部長命令の伝達に関すること 3 地区の被害状況及び報告事項のとりまとめの総括に関すること 4 地区本部庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 5 地区本部職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること 6 総合窓口・電話応対に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 8 広報に関すること 9 災害状況の記録及び写真撮影に関すること 10 炊き出しに関すること(避難者等、消防団、職員) 11 支援物資の受け入れに関すること 12 地区本部職員の被ばく管理に関すること 13 避難状況の確認に関すること 15 避難状況の確認に関すること 16 流急対応期 初動対応期の事務分掌に同じ [復旧復興期] 応急対応期の事務分掌に加え
	衛生班	班長	久之浜·大久支所 次長 (兼務)	14 地区本部庁舎等の復旧に関すること 〔初動対応期〕 1 施設の被害状況集計及び応急対策の総括に関すること
		配備員	久之浜·大久支所	2 塵芥及びし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置管理に関すること 4 衛生管理に関すること 5 モニタリングに関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に加え 6 災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括及び集計に関すること

組糸		職務分担		
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
久之浜·大久 地区本部	医療班	班長配備員	四倉地区本部医療班	[初動対応期] 1 医療需要の把握に関すること 2 医療施設の被害状況の把握に関すること 3 避難所の巡回に関すること 4 市対策本部からの医薬品等の調達に関すること 5 安定ヨウ素剤に関すること [応急対応期・復旧復興期]
	避難所班福祉グループ	班長配備員	四倉・久之浜地区保健福祉センター次長四倉・久之浜地区保健福祉センタークを振地区保健福祉センタークを派保育所その他関係課等	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所開設状況の総括及び集計に関すること(福祉避難所を含む) 5 武力攻撃災害時避難行動要支援者に関すること 6 避難所への食糧・物資の調達及び配分のとりまとめに関すること 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること 8 要配慮者の把握に関すること 9 避難退域時検査(スクリーニング)に関すること 10 住民等の避難誘導に関すること
	避難所班 教育グルー プ	班長配備員	久之浜公民館長 久之浜公民館	[応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 所管施設の人的・物的被害の集計及び報告に関すること 2 避難所・一時集合場所の開設及び運営に関すること 3 給食施設での炊き出しに関すること 4 避難退域時検査 (スクリーニング) に関すること 5 住民等の避難誘導に関すること [応急対応期・復旧復興期] 初動対応期の事務分掌に同じ
	経済土木班	班長配備員	久之浜・大久支所 地域振興担当員 その他関係課等	[初動対応期] 1 土木・市営住宅・農林施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 2 仮設道路の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること 3 住民等の避難誘導に関すること (応急対応期・復旧復興期) 初動対応期の事務分掌に加え 4 住宅の応急修理に関すること 5 一時提供住宅の受付に関すること

組織	組織名		战務分担	
部名	班名	本部の 職名	職員配置	事務分掌
久之浜·大久 地区本部	消防第一班	班長配備員	平消防署四倉分 署長 平消防署四倉分 署長が指名する 者	[初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防職員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 危険物施設及び消防用設備の被害状況の把握及び応急対策の総括に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること 「応急対応期・復旧復興期]
	消防第二班	班長配備員	消防団第 7 支団副支団長消防団第7支団	初動対応期の事務分掌に同じ [初動対応期] 1 災害の警戒・防御に関すること 2 救出及び救助に関すること 3 消防団員の配備に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 避難指示の伝達に関すること 6 武力攻撃災害時避難行動要支援者の状況把握に関すること 7 住民等の避難誘導に関すること 8 避難状況の確認に関すること 9 その他地区本部長の要請に基づく支援活動に関すること
	り災班	班長配備員	対策本部り災班	(応急対応期・復旧復興期) 初動対応期の事務分掌に同じ (応急対応期・復旧復興期) 1 り災証明書申請受付の実施に関すること

[※] 支援先については、初動対応期のみ記載している。

(4) 市対策本部における広報等

- ア 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、住民に適 時適切な情報提供、武力攻撃災害等に伴う相談対応等を行うため、市対策本部に当該事 態に係る情報を一元的に取り扱う総合政策部広報班を設置し、情報収集の管理体制及び 広報・広聴体制を確保する。
- イ 住民等への情報伝達については、市防災行政無線及び広報車等の利用、FMいわきへの緊急割込み放送、記者会見、携帯電話の緊急速報メール(エリアメール)や防災メール、問い合わせ窓口の開設、ホームページやSNSなど様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。
- ウ 住民等への情報提供に当たっては、次に留意する。
 - ① 提供する情報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、情報を提供する時機を挽することのないよう迅速に対応する。
 - ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など提供する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
 - ③ 住民等への情報提供に当たっては、県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)と連携の上行う。
 - ④ 視覚・聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、放送事業者等の協力のもと、 災害情報共有システム(Lアラート)を活用したテレビのデータ放送、音声とテロップの組み合わせ、手話通訳者の配置など多様な伝達手段を確保する。
 - ⑤ 外国人にも情報が伝達されるよう、多言語サイトの構築等を行うほか、わかりやすい日本語による情報提供に努める。

(5) 市現地対策本部の設置

- ア 市長は、避難住民が多い地域や武力攻撃災害による被災者が多数に及ぶ地域等において、現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国武力攻撃事態等現地対策本部(以下「国現地対策本部」という。)及び県国民保護現地対策本部(以下「県現地対策本部」という。)との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、いわき市国民保護現地対策本部(以下「市現地対策本部」という。)を設置する。
- イ 市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の 職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

ア 市長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び被災現場等において措置 に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関(県いわき地方振興局、消 防機関、県警察、福島海上保安部、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要 があると認めるとき又は関係機関から招集の要請があり、必要があると認めるときは、 市(現地指揮責任者)が、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を 行う。 イ 市は、消防機関又は県警察等の関係機関現地責任者が現地調整所を設置したとの連絡 を受けた場合には、速やかに、他の関係機関に対し現地調整所の設置について伝達する とともに当該調整所に職員(現地指揮責任者)を派遣し、関係機関との情報共有及び活 動調整を行う。

2 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- (1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整 市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があ ると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。
- (2) 県対策本部長に対する総合調整の要請等
 - ア 市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要 があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに関係指定公共機関及び指定地方 公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。
 - イ 市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長が指定行政機関及び関係指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整の実施について要請するよう求める。

この場合、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、 要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

- (5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め
 - ア 市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため 必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。
 - イ アの場合において、市対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、 当該求めの趣旨を明らかにして行う。

3 市対策本部の廃止

(1) 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

- (2) 市長は、市対策本部を廃止したときは、市議会に市対策本部の廃止を報告する。また、表3-1の情報伝達ルートを用いて、速やかに、市対策本部を廃止したことを通知する。
- (3) (1)の場合において、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況に応じ、市長が、必要と認めたときは、緊急事態連絡室等の体制をとる。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話及び移動系防災行政無線等の移動系通信回線及び緊急速報メール(エリアメール)や防災メール、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線等の固定系通信回線の利用並びに臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国対策本部及び県対策本部等との連携

(1) 国対策本部及び県対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国現地対策本部及び県現地対策本部との連携

市は、国現地対策本部及び県現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事熊等合同対策協議会との連携

市は、国または県の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策副本部長の中から市対策本部長が指名する者を派遣し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

- (1) 知事等への措置要請
 - ア 市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要がある と認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所 掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
 - イ アの場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。
- (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め 市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があ ると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に所掌事 務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。
- (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請
 - ア 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係 指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し 必要な要請を行う。
 - イ アの場合、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる 限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、 自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うように求める(国民保護等派遣・自衛隊法第77条の 4) ことができる。
- (2) 市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合、努めて当該区域を担当する自衛隊福島地方協力本部長(第1優先連絡先・いわき地域事務所を含む)又は陸上自衛隊第6師団長(第2優先連絡先)を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする陸上自衛隊東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域と

する中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

ただし、通信の途絶等のため市長がこれらの者に連絡がとれない場合においては、陸上 自衛隊第44普通科連隊長を通じて、東北方面総監、横須賀地方総監又は中部航空方面隊 司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

(3) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動(自衛隊法第76条)及び 治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づ く出動(自衛隊法第81条)〕により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所におい て緊密な意思疎通を図る。

4 県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明 らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、 その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託
 - ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ② 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - ③ その他事務の委託に関し必要な事項
 - イ 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委 託の廃止を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。
 - ウ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、市 長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ア 市長等は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施する ことができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な 理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を 市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市長は、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報等の内容の伝達、自主防災組織や行政区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力を求めるに当たっては、安全を十分に確保するとともに、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等
 - ア 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保 する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえて可否を判断する。
 - イ 市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県、市社会福祉協議会、日本赤 十字社福島県支部及び日本赤十字社福島県支部いわき市地区と連携し、又は、他のボラ ンティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアの活 動環境について配慮するとともに、市社会福祉協議会が、避難先地域等における救援活 動の拠点となる現地災害救助ボランティアセンターを設置する場合、当該協議会のボラ ンティアニーズの調査・情報収集、ボランティアの募集・活動状況等の周知、ボランティアの受入登録・配置等に協力することにより、ボランティアの技能等の効果的な活用 を図る。

8 民間からの救援物資の受入れ

- (1) 市は、関係機関の協力を得ながら、受入れを希望する物資、数量及び受入期間等を速やかに把握し、その内容のリスト及び送り先について、県に報告するとともに自ら周知を図る。
- (2) 市は、国、県及び公益社団法人福島県トラック協会いわき支部等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

また、県から、救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の確立及び運営についての協力依頼があった場合、可能な限り対応する。

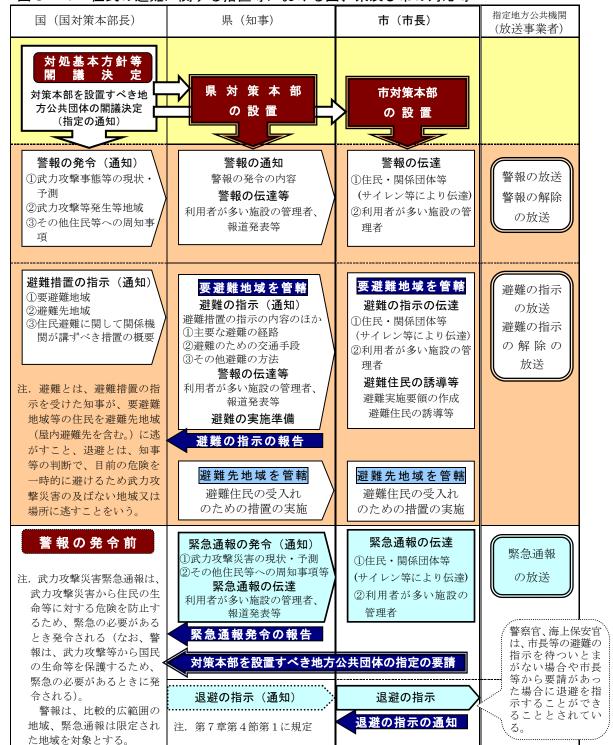
9 住民への協力要請

市長又は市の職員は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要がある と認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合におい て、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導(国民保護法第70条関係)
- (2) 避難住民の救援(同法第80条関係)
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (同法第 115 条関係)
- (4) 保健衛生の確保 (同法第123条関係)

第4章 警報及び避難の指示等

図3-4 住民の避難に関する措置等における国、県及び市の対応等



注. 県及び市は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から、警報の内容の通知を受けた場合には、住民、表2-9で定める公私の団体等及び表2-11で定める大規模集客施設等の管理者に対しては、第2編第1章第4であらかじめ定めた伝達方法により、速やかに警報の内容を伝達する。

また、表 2-10 で定めるその他の関係機関に対しては、第 3 編第 1 章の 1 及び表 3-1 で定めた情報伝達ルート等により、速やかに警報の内容を通知する。

《警報の内容》

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関(市教育委員会、医療センター等)及び表 2-10 で定める その他の関係機関に対し、第 3 編第 1 章の 1 及び表 3-1 で定めた情報伝達ルート等に より、市の警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに 警報の内容を掲載する。

市ホームページ: http://www.city.iwaki.fukushima.jp

2 警報の内容の伝達の方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、行政区等への協力依頼など の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
 - ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民 に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

また、緊急速報メール (エリアメール)、防災メール、SNS、FMいわきへの緊急

割り込み放送など多様な手法により周知を行う。

- イ 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
 - ① 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載、防災メール等により周知を図る。
 - ② 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
 - ※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、 緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に 掲載する等により、周知を図る。
- (2) 市長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
 - ア 消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等により警報の内容を伝達する。
 - イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や 武力攻撃災害時避難行動要支援者等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な 警報の内容の伝達を行う。
 - ウ 市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用することなどにより、武力攻撃災害時避難行動要支援者に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

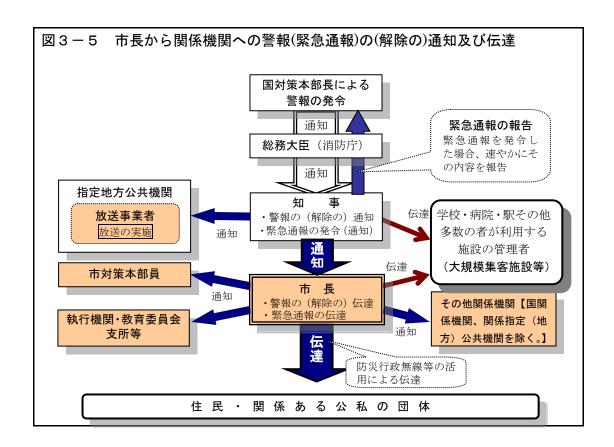
3 警報の解除の伝達等

市は、県から警報の解除の通知を受けた場合、警報の解除の伝達及び通知については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項については、警報の通知を受けた場合と同様に行うものとする。

4 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知

市長は、知事から武力攻撃災害緊急通報(以下「緊急通報」という。)の発令に伴う通知があった場合、警報の通知を受けた場合と同様の伝達方法等により、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に伝達するとともに、その他の関係機関に対し通知する。



第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成する。また、住民の生命、身体及び財産を守るためには、避難住民の誘導を行うことが極めて重要となることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示の伝達等

(1) 避難措置の指示の通知

市長は、知事を通じて国対策本部長から、次の内容の避難措置の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に、他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、避難措置の指示の内容を通知する。

《避難措置の指示の内容》

- ① 住民の避難が必要な地域(以下「要避難地域」という。)
- ② 住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。)
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要

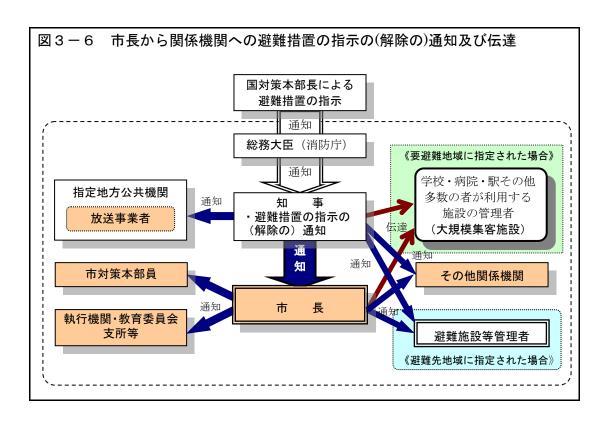
(2) 避難措置の指示の伝達等

ア 市の区域が要避難地域に指定された場合

市は、速やかに避難の対応が可能となるよう、第1の警報の伝達と同様に要避難地域 に所在する大規模事業所等の大規模集客施設等の管理者に対し、必要に応じ、避難措置 の指示の内容を伝達する。

イ 市の区域が避難先地域に指定された場合

市は、避難施設等を早急に開設できるよう、必要に応じ、第2編第1章第4の表2-10 の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難措置の指示の内容を通知する。



2 知事の避難の指示に当たっての協力等

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況等の情報を収集するとともに当該情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事が避難の指示を行うに当たって、表3-4の事項等について、調整を行う場合、平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、 当該調整に協力する。

表3-4 避難の指示に当たって知事が市町村等と調整する主な事項

調整事項	調整先機関
○要避難地域に該当する市町村の避難住民数	要避難地域所在市町村、
○市町村の避難住民の誘導等における役割分担	要避難地域管轄消防本部
○市町村の支援要望・広域的調整	等
○受入可能人数(避難施設等の収容能力、食糧等・ライフラインの供	共給 受入地域所在市町村
能力等)	
○避難先地域における一時集合場所	
○道路・交通状況の把握(積雪時の状況等を含む。)	道路管理者等である市町
○避難時における中継施設(道の駅等)の開設	村

3 避難の指示の通知・伝達

(1) 避難の指示の通知

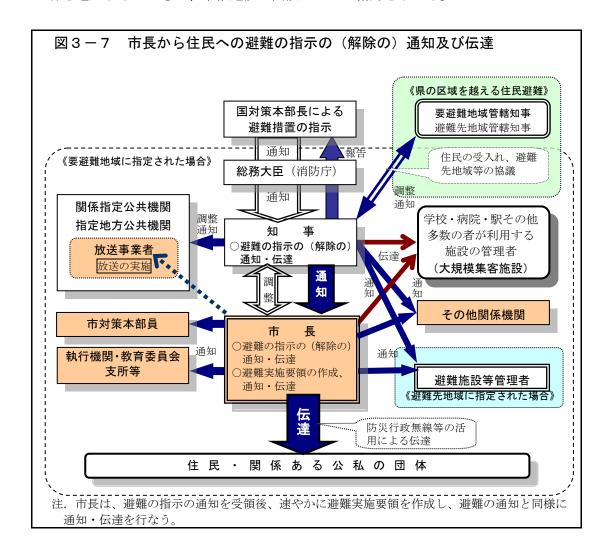
市長は、知事から、次の内容の避難の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、避難の指示の内容を通知する。

- (2) 避難の指示の住民等への伝達
 - ア 市長は、知事により、避難の指示が行われた場合には、第1の警報の内容の伝達に準 じて、次の避難の指示の内容を、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の 管理者に対し、迅速に伝達する。

《避難の指示の内容》

- ① 要避難地域
- ② 避難先地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ④ 避難の実施日時
- ⑤ 主要な避難の経路
- ⑥ 避難のための交通手段
- ⑦ その他避難の方法
- イ アの場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、滞在している施設の管理者に対し避難の指示が確実に伝達され、当該施設における避難が円滑に行えるよう、特に配慮する。
- (3) 避難先地域に指定された場合における避難施設等の管理者に対する通知
 - ア 市は、避難の指示により、市の区域が避難先地域に指定された場合には、避難施設等を早急に開設できるよう、第2編第1章第4の表2-10の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難の指示の内容を通知する。

イ 市の区域が、避難住民の主要な避難の経路に該当する場合若しくは必要に応じて、あらかじめ県から指定のあった市の区域にある中継施設の管理者に対し、避難の指示の内容を通知するとともに、中継施設の開設について協力を求める。



4 避難実施要領の策定等

- (1) 避難実施要領の策定に当たっての基本的な方針
 - ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を 作成するとともに、当該案について、市の各執行機関、消防機関、県、県警察、福島海 上保安部、自衛隊及び道路管理者等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要 領を策定する。
 - イ 避難実施要領の作成に当たっては、当該要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速 やかに行えるようその迅速な作成に留意する。
 - ウ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避 難実施要領の内容を修正する。

- (2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項 避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。
 - ア 避難の指示の内容の確認
 - ① 要避難地域及び避難先地域
 - ② 市及び他の関係機関が講ずべき措置の概要
 - ③ 避難の実施日時
 - ④ 主要な避難の経路及び避難のための交通手段
 - ⑤ その他避難の方法
 - イ 事態の状況の把握
 - ① 警報の内容
 - ② 被災情報等の収集及び分析
 - ③ 避難の指示以前に住民により自主的な避難が行われた場合の避難の状況又は市長等が退避の指示を行った場合の退避の状況等の把握
 - ウ 避難住民の概数の把握
 - エ 誘導の手段の把握
 - ① 屋内避難
 - ② 徒歩による避難
 - ③ 運送事業者である指定地方公共機関等の運送による長距離避難
 - ④ 自家用車を用いた長距離避難
 - オ 運送手段の確保の調整
 - ① 県及び県警察等との運送手段(自家用車等の使用)の調整
 - ② 運送手段の確保等についての県との役割分担
 - ③ 運送事業者との連絡体制の確保
 - ④ 一時集合場所(要避難地域及び避難先地域)の選定
 - カ 武力攻撃災害時避難行動要支援者の避難方法
 - ① 武力攻撃災害時避難行動要支援者及び避難方法の把握(避難行動要支援者名簿等の活用)
 - ② 県との福祉避難所等の開設等についての調整等
 - ③ 市対策本部における武力攻撃災害時避難行動要支援者への対応
 - キ 避難経路や交通規制の調整
 - ① 県及び県警察等との避難経路及び交通規制区間の調整 (自家用車を用いた長距離避難を行う場合の調整を含む。)
 - ② 道路の状況に係る道路管理者との調整等
 - ク 職員の配置
 - ① 職員の割当て〔避難誘導及び一時集合場所(現地調整所含む)、避難先地域への派遣等〕
 - ② 県、近隣市町村等との応援要員等の派遣についての調整等

- ケ 関係機関との調整
 - ① 現地調整所の設置
 - ② 関係機関との連絡手段の確保
- コ 自衛隊等との避難経路・手段・時間等の調整
- (3) 避難実施要領に定める事項
 - ア 避難実施要領に定める事項
 - ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
 - ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - ③ 避難の実施日時
 - ④ その他、避難の実施に関し必要な事項
 - イ 避難実施要領に定める具体的な項目

避難誘導に際し関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため、 避難実施要領には、原則として、表3-5の項目に沿った内容について記載する。

ただし、武力攻撃事態や武力攻撃災害の状況等を踏まえ、緊急に作成する必要がある 場合等については、当該状況に応じた項目とする。

表3-5 避難実施要領に定める事項

避難実施要領	具	体的項目(主なもの)
に定める事項	項目	備考
避難の経路、避難	要避難地域及び避	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、
の手段その他避	難住民の誘導の実	行政区等、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実
難の方法に関す	施単位	施単位を記載する。
る事項	避難先	避難施設等の避難先の住所及び施設名を可能な限り具体
		的に記載する。
	一時集合場所及び	避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の所
	集合方法	在・施設等の名称及び住所を可能な限り具体的に明示する
		とともに、一時集合場所までの交通手段を記載する。
	集合に当たっての	一時集合場所への集合後における行政区等や近隣住民間
	留意事項	で行う安否確認の方法、高齢者その他特に配慮を必要とす
		る者への配慮事項等、一時集合場所への集合に当たって留
		意すべき事項等を記載する。
避難住民の誘導 の実施方法、避難	市職員、消防職員及	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市
住民の誘導に係	び消防団員の配置	職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示す
る関係職員の配	等	るとともに、その連絡先等を記載する。
置その他避難住 民の誘導に関す		
る事項		
避難の実施日時	一時集合場所への	①一時集合場所への集合時刻及び一時集合場所からの避
	集合時刻、一時集合	難開始時刻を可能な限り具体的に記載する。
	場所からの避難時	②一時集合場所からの避難手段、避難経路及び避難先地域
	間及び避難方法等	における一時集合場所等、避難誘導の詳細を可能な限り
		具体的に記載する。
その他、避難の実	高齢者その他特に	①高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避
施に関し必要な	配慮を要する者へ	難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するた
事項	の対応	めに、これらの者への対応方法を記載する。
		②誘導に際しては、高齢者等自ら避難することが困難な者
		を優先的に避難させるものとするとともに、必要に応
		じ、民生委員、自主防災組織及び行政区等に対し、高齢
		者等の避難誘導の援助について協力を要請する。
		③医療機関、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自
		ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設
		については、県と調整のうえ、当該施設の入院者等の避
		難方法及び避難手段等について記載する。
		また、当該施設管理者に対し、糖尿病患者等特殊な治療
		又は医薬品の投与等が必要な者に対する配慮事項につ
		いて取りまとめた上で、一時集合場所において避難住民
		の誘導に係る職員に提出することに努めるよう要請す
		る。

避難実施要領	具	体的項目(主なもの)
に定める事項	項目	備考
その他、避難の実	要避難地域におけ	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記
施に関し必要な	る残留者の確認	載する。
事項	避難誘導中の食糧	避難誘導中に避難住民へ、食糧、水、医療及び情報等を的
	等の支援	確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載す
		る。
	避難住民の携行品、	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の
	服装	携行品、服装について記載する。
		なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災
		害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ、安定ヨウ
		素剤等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載
		する。
	避難誘導から離脱	問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。
	してしまった際の	
	緊急連絡先等	

(4) 国対策本部長による利用指針の調整

- ア 自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- イ アの場合、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

- ア 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、避難の指示の伝達等に準じて 住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。この際、住民等に対しては、迅速な対応 が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。
- イ 市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、福島海上保安部 長及び自衛隊福島地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。
- ウ 市長は、放送事業者等に対して、避難実施要領の内容を提供する。

5 避難住民の誘導

- (1) 市長による避難住民の誘導
 - ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

- イ 避難住民を誘導する場合、避難実施要領の内容に沿って、行政区等、学校、事業所等 を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- ウ 市長は、避難実施要領に基づき、避難経路の必要な場所に職員を配置し、各種の連絡 調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。 また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とし た態度での活動を徹底させ、腕章または名札、旗、特殊標章等を携行させる。
- エ 夜間における避難誘導においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も 一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の必要な場所に夜間照明(投 光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講 ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防本部の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、原則として、当該活動に支障のない範囲で、市長が定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な武力攻撃災害時避難行動要支援者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行う。

イ 消防団の活動

消防団は、市長の指揮により、消防本部、消防署所と連携しつつ、自主防災組織、行政区等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、武力攻撃災害時避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、避難住民の誘導状況を勘案しつつ、避難住民の誘導に支障がない範囲で、消防本部、消防署所と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

- ア 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困 難であると認めるときは、警察署長、福島海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜ られた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官 等」という。)による避難住民の誘導を要請する。
- イ 市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、 その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。
- ウ 市長は、避難住民の誘導において、現地における調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて第2編第2章の6に規定する現地調整 所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織の代表者や行政区長等の地域においてリーダーとなる住民及び大規模事業所等の代表者等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

ア 市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を行う。

イ 市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。この際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、 市等の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者等への配慮

ア 市長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を円滑に行うため、 市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、民生委員、介護保険制度関係者、障がい 者団体等と協力して、避難行動要支援者名簿等も活用しながら、高齢者等への連絡、運 送手段の確保を的確に行う。

イ ゲリラや特殊部隊による武力攻撃に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いと予想されることから、時間的に余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 大規模集客施設等における避難

市は、県との役割分担に基づき、学校や病院、大規模集客施設等の利用者が円滑に避難できるよう、迅速な避難指示等の伝達に努める。

また、大規模集客施設等の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に 基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険 な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を 行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減 に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、放送事業者等への情報提供、防災メールやホームページ、SNSへの掲載等により、直ちに、住民等に周知徹底するよう努める。

また、他の道路管理者等から、道路の通行禁止等の措置を行ったとの報告等があった場合についても、同様に周知を図るよう努める。

(12) 道路の通行規制等

- ア 道路管理者は、武力攻撃災害が発生した場合において、放置車両や立ち往生車両等により応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、管理する道路について区間を指定するとともに、運転者等に対し指定区間の外へ車両を移動するよう命じるものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- イ 道路管理者は、上記アにより区間を指定した場合は、直ちに当該指定区間内にある者 に対し、その旨を周知するものとする。
- ウ 道路管理者である国、県または市は、上記アにより自ら車両の移動等を行った場合は、 やむを得ない限度において生じた損失を補償するものとする。
- エ 道路管理者は、上記アの措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な 限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することがで きる。

(13) 県に対する要請等

ア 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に 対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による医療救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

- イ 市長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な 調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ウ 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示 の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(14) 避難住民の運送の求め等

- ア 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
- イ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

6 避難住民の復帰のための措置

(1) 避難措置の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

市長は、知事を経由して国対策本部長から要避難地域の全部又は一部についての避難措置の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、1に定める避難措置の指示の通知を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

(2) 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

市長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、3に定める避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

(3) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された場合、4の避難実施要領に準じて避難住民の復帰に関する要領を作成するとともに、5の避難誘導に準じて避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

7 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う 避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲 となり、国全体としての調整が必要となる。このため、国の総合的な方針に基づく避難を 行うことを基本とする。

- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
 - ア ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、武力攻撃がまさに行われており、住民等に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に住民を移動させることが必要である。
 - イ ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と並行して 行われることが多いことから、市長は、警報や県知事による避難指示の内容等とともに、 現地調整所等における自衛隊及び県警察等からの情報や助言を踏まえて、避難実施要領 を策定し、迅速に避難住民を誘導することを基本とする。
- (3) 弾道ミサイル等による攻撃の場合
- ア 弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であり、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、本市にも着弾の可能性があり得るものとして、住民等を近傍の堅ろうな施設や建築物など屋内へ避難させる。
- イ 着弾直後は、屋内避難を継続するとともに、被害内容等の判明後、県知事から避難の 指示があったときは、指示の内容を踏まえ、他の安全な要避難地域等に避難住民を誘導

する。

ウ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応 をとる。

(4) NBC攻撃の場合

NBC兵器による攻撃の特性に応じた避難指示が行われることとされていることから、 市長は、NBC攻撃の場合の避難誘導において、防護服を保有する消防機関、各警察、自 衛隊への要請等、必要な措置を講ずる。

この場合に、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずるとともに、風下方向を避けて避難誘導を行う等について留意する。

(5) 武力攻撃原子力災害の場合

ア 市長は、専門的な分析を踏まえて出される避難の指示に基づき、避難誘導を行う。

イ 市長は、武力攻撃原子力災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、避難の指示がなされる前であっても、退避の指示などの応急措置を講ずる。

第5章 救援

市長は、避難住民の受入地域(避難先地域)等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、県が行う救援を補助するほか、第2編第2章で定めた救援の 実施に関する事務の県との役割分担及び県計画等に基づき救援に関する措置を実施する 必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

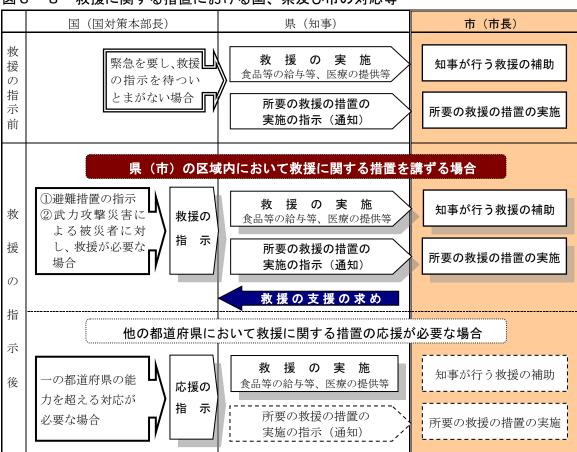


図3-8 救援に関する措置における国、県及び市の対応等

1 救援の実施

(1) 救援の実施

ア 市長は、知事から、第2編第2章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担 及び避難住民及び武力攻撃災害による被災者の状況等に基づき救援の実施に関する事 務の一部について、実施すべき措置の内容及び当該事務を行うべき期間の通知があった ときは、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

表3-6 市長が行う救援の実施に関する事務

市 長 が 行 う 救援に関する措置の内容	備考
収容施設の供与	避難所(福祉避難所・長期避難住宅を除く。)の設置
	(避難所における武力攻撃災害時避難行動要支援者への対応)
食品・飲料水及び生活必需品等	①炊き出しその他による食品の給与
の給与・供給又は貸与	②飲料水の供給
	③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
	※備蓄物資及び市が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分
(緊急物資の受入れ、配送)	※県から配送される食品等の避難住民への配分
医療の提供及び助産	①医療(市が編成した医療救護班による医療の提供)
	②助産
被災者の捜索及び救出	
埋葬及び火葬	
武力攻撃災害を受けた住宅の	緊急に修理が必要な場合等に実施
応急修理	
学用品の給与	市立学校への給与
死体の捜索及び処理	
武力攻撃災害によって住居又はそ	
の周辺に運び込まれた土石、竹木等	
で、日常生活に著しい支障を及ぼし	
ているものの除去	

注. 市は、表中の措置のうち、知事から実施すべき措置として通知があった事務について、措置を 行う。

- イ 市長は、住民等に対して負担を求める可能性がある次の事務について、知事からアの 通知以外に、市長に事務を行わせる旨の公示があった場合、県計画等に基づき当該事務 を行う。
 - ① 救援への協力(国民保護法第80条)
 - ② 物資の売渡しの要請等(同法第81条)
 - ③ 土地等の使用 (同法第82条)
 - ④ 公用令書の交付(同法第83条)
 - ⑤ 立入検査等(同法第84条)
 - ⑥ 医療の実施の要請等(同法第85条)

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断 したときは、知事に対して国及び他の県等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示し て要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社福島県支部との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が「救援又はその応援の実施に関する協定書」に基づき日本赤十字社福島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社福島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

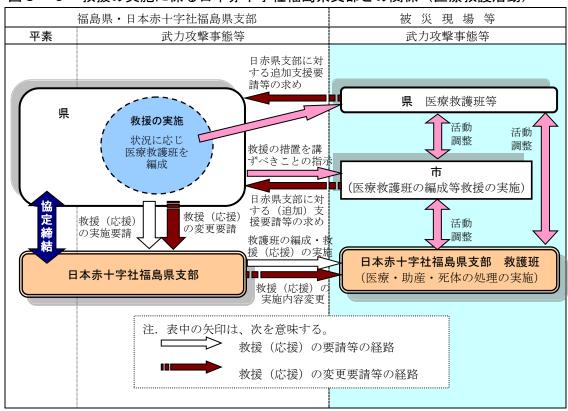


図3-9 救援の実施に係る日本赤十字社福島県支部との関係(医療救護活動)

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

- ア 市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。)及び県計画に基づき救援の措置を行う。
- イ 市長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法によっては 救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第1条第3 項に基づき内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、県から提供を受けることなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、知事が実施する救援に関する措置の補助を行なうとともに、知事から所要の救援の実施の指示の通知があった場合、自ら救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC兵器による攻撃に伴う特殊な医療活動を実施する場合は、 県計画第3編第5章第4節に係る事項に留意する。

4 他の市町村等への応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ア 市は、国民保護法第17条の規定に基づき他の市町村から応援の求めがあった場合は、 求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と 競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - イ 市は、アにより他市町村から避難者を受け入れた場合は、国民保護法第 143 条の 規定に基づき、災害用として備蓄する物資又は資材を必要に応じ供給する。
 - ウ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、国民保護法第 21 条の規定に基づき指定公共機関または指定地方公共機関の行う 国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保について応援を求められ た場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民 保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

ア 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

市が、安否情報を収集する場合、原則として、安否情報システムにより行う。

ただし、事態が急迫してこれらの方法により報告することができない場合、安否情報 省令第1条に規定する「安否情報収集様式(様式第1号、第2号)」により報告するこ ととするが、安否情報の照会先機関からの報告については、同省令第2条に規定する「安 否情報報告書(様式第3号)」によるものとする。

イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民 基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行 う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分配慮する。

(3) 安否情報の整理

ア 市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確 保を図るよう努める。

イ アの場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が わかるように整理する。

2 県に対する報告

市は、県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、原則として、安否情報システムをにより行う。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面(電磁的記録を含む。)により報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策 本部を設置すると同時に住民等に周知を図る。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として、市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する「安否情報照会書(様式第4号)」に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、電子メール等により照会を受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、安否情報の照会を行う者について、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合、照会様式の記載が妥当であるかを確認し、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理しており、かつ、当該照会に係る者の照会に対する回答の同意がある場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書(様式第5号)」を交付する。

この場合、安否情報回答書の写しをいわき市文書等管理規程に基づき保管する。

- ① 市対策本部等対応窓口への様式第4号による照会 運転免許証、健康保険の被保険者証、住基カード等により本人確認等を行う。
- ② 様式第4号による照会が行えない場合(電話、電子メール、ファックス等による照会) 電話、メール等により照会を受け付けた場合には、住民基本台帳ネットワークを活 用して、申請者の住所地の市区町村に該当人物が所在するか否か電話で問い合わせを 行うこと等、市長が適当と認める方法により、本人確認を行うとともに、安否情報の 回答は電話等により行うこととし、適宜記録を残すこととする。

注. ②の場合とは

- ・ 安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合
- ・ 安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合 等
- イ 外国人に関する安否情報の照会があった場合、日本国籍者と同様に回答する。 ただし、国内の外国籍の者が身分証明書を持たない場合、本人が住民登録している市 区町村に確認する。
- (3) 他の地方公共団体等が収集した安否情報に対する照会への対応 市は、住民から国及び他の地方公共団体が収集した安否情報に対し照会があった場合に ついても、(1)及び(2)と同様に受け付け回答する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきこと について職員に対し周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。

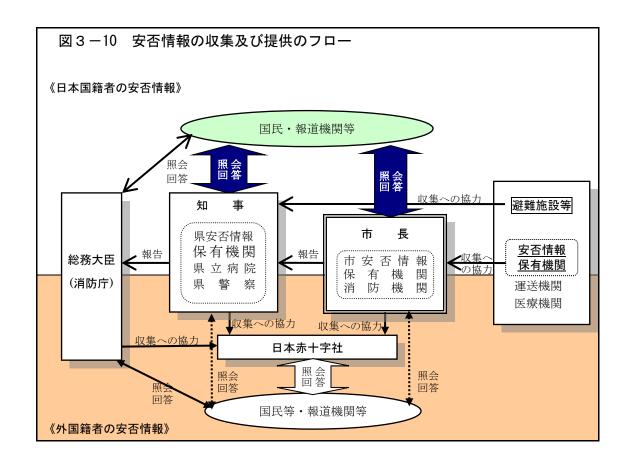
4 日本赤十字社に対する協力等

(1) 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人(外国籍の者。以下同じ。)に関する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。

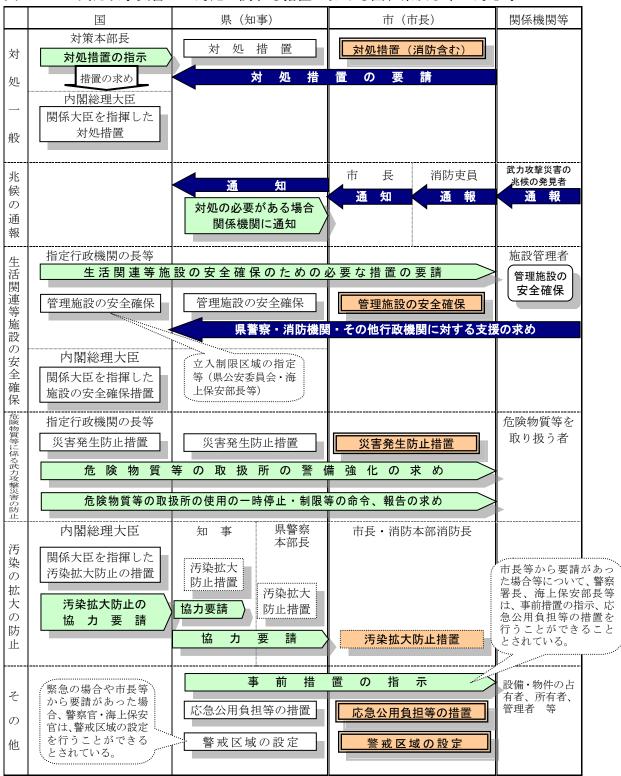
(2) 外国人に関する安否情報の提供

市は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、当該情報の提供に当たっても、3の(2)及び(4)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。



第7章 武力攻撃災害への対処

図3-11 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び市の対応等



注. 緊急通報の発令及び退避の指示については、第4章図3-5に記載。

第1 武力攻撃災害への対処

市は、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国及び県等の関係機関と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないことから、武力攻撃災害への対処に関する基本的な考え方等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が大規模であり、又は、その性質が特殊であることなどの理由により、市長が、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に国における必要な措置の実施を要請するよう求める。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、関係機関からの協力を得つつ、可能な限り当該兆候について情報を収集し、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

- ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。
- イ 市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に 留まる方がより危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。 なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。
 - ① NBC兵器による攻撃や武力攻撃原子力災害と考えられるような場合において、住 民が防護手段を有しておらず、移動するよりも外気から接触が少ない屋内に留まる方 がより危険性が少ないと判断されるとき。
 - ② 敵のゲリラや特殊部隊等が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるとき。
- ウ アの場合、退避の指示に際し、必要により、第2編第2章6に定める現地調整所を設け、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、支所や消防の広報車両、FMいわきへの緊急割込み放送、携帯電話の緊急速報メール(エリアメール)や防災メール、ホームページやSNSなど様々な広報手段を活用して速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

- イ 退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合もアと同様に伝達等を行 う。
- ウ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の 実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員等に対して、二次被害が生じないよう 国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等につい ての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び福島海上保安部と現地調整所等に おいて連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、 必要に応じて、県警察、福島海上保安部及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った 上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保 し、また、退避が必要と認める地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、武力攻撃事態等において、退避の指示を行う市職員に対し、特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

- (2) 警戒区域の設定に伴う措置等
 - ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整 所における、県警察、福島海上保安部及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を 決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、警戒区域の範囲の変更等 を行う。
 - イ NBC兵器による攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知 見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域 を設定する。
 - ウ 市長は、警戒区域の設定等に当たっては、次の措置を行う。
 - ① ロープ、標示板等により区域を明示するとともに、市防災行政無線、支所や消防の 広報車両、FMいわきへの緊急割込み放送、携帯電話の緊急速報メール(エリアメ ール)や防災メール、ホームページやSNSなどによる広報及び放送事業者等に対 する情報提供等により、住民に周知する。
 - ② 武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
 - エ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、福島海上保安部及び消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
 - オ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知 を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警 戒区域の設定に伴う必要な活動についての調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、1の退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若し くは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物、物件又は車両等で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、移動その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管。)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や 被害情報の早急な把握及び消防機関に対する情報の提供に努めるとともに、県警察等と連 携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

- ア 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法 その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上 の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除 し、または軽減する。
- イ アの場合、消防本部、消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃 災害への対処措置を行う。

また、消防団は、消防長、消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

- (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請
 - ア 市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知 事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。
 - イ 市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他 の市又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合に対し、福島県広域消防相互 応援協定(平成9年12月26日締結)に基づく応援の要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力 攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなどから必要と判断した場合は、緊急消防援助隊 の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成 16 年 2 月 6 日付け消防 震第 9 号)及び緊急消防援助隊運用要綱(平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号)に基 づき、知事を経由し、又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等によ る消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関等との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの 実施等について、県相双保健福祉事務所、保健所、市医師会、市病院協議会、最寄りの災 害医療センター等の医療機関及び日本赤十字社福島県支部等と緊密に連携した上で活動 を行う。

(8) 安全の確保

- ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員の二次被害の発生を防ぐため、国 対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、当該要員に可能な限り情報 提供するとともに、県警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための 必要な措置を行う。
- イ アの場合、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県いわき地方振興局、 県警察、福島海上保安部、及び自衛隊(国民保護等派遣要請後に限る。)等と共に現地 調整所を設置し、各機関における情報の共有、連絡調整を行うとともに、市対策本部と の連絡を確保させるなど安全の確保のために必要となる情報収集等の措置を行う。
- ウ 市長は、国または県の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策副本部長の中から市対策本部長が指名する者を派遣して情報共有に努めるとともに、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

- エ 市長は、知事又は消防庁長官から被災市町村への消防の応援等の指示を受けたときは、 武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況・種別、防護可能な資機材、設備、薬剤 等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- オ 消防団は、被災現場等において消防本部と連携するとともに施設・装備・資機材及び 通常の活動体制等を考慮し、団員に危険が及ばない範囲において、消防本部の支援等の 活動を行う。
- カ 市長、消防長又は水防管理者は、被災現場等で活動する消防職団員、水防業務に従事 する消防団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設については、国の方針に基づき対処措置を行うことになるため、国、県その他の関係機関と連携して行う市の対処に関する事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲で必要な支援を行う。

また、自ら支援を行う必要があると認めるときも、同様に対応する。

- (3) 市が管理する施設の安全の確保
 - ア 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、 安全確保のために必要な措置を行う。
 - イ アの場合、市長は、必要に応じ、県警察、福島海上保安部、その他の行政機関に対し、 支援を求める。
 - ウ 市長は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考として、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除

- (1) 危険物質等に関する措置命令
 - ア 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者(以下「危険物質等の取扱者」という。)に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの国民保護措置の実施に当たって当該物質等が必要となる 場合は、市対策本部は関係機関と所要の調整を行う。

イ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置は表3-7のとおり。

表3-7 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

対 集置の内容

- 1 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2 条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所 (移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市の 区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又 は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)
- 2 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上 第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、 同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該 毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに 限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を 受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の 政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)
- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

- ア 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。
- イ 市長は、表3-7の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険 物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

- ア 市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート 等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、 県石油コンビナート等防災計画に基づき、災害情報の収集、伝達及び周辺住民への広報 を実施するとともに、構内従事員及び周辺住民の避難誘導の避難対策を実施する。
 - また、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制を確保するものとする。
- イ 石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害等及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処

市の区域は、東京電力福島第一、第二原子力発電所の緊急時防護措置を準備する区域(UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)に含まれていることにかんがみ、武力攻撃原子力災害等への対処については、原則として、本計画の武力攻撃災害への対処に基づき行うほか、市地域防災計画(原子力災害対策編)に定める対策を準用して行う。また、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、武力攻撃原子力災害等及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害等への対処

市は、隣接町等に立地する原子力発電所において武力攻撃原子力災害等が発生した場合、市の区域への影響も想定されることから、平素から体制等を整備するとともに、武力攻撃原子力災害等への対処は、原則として、本計画の武力攻撃災害への対処に基づく措置を行うほか、次の措置を行う。

(1) 平素における体制等の整備

ア 情報伝達体制の整備

市は、知事からの法第 105 条第 1 項等の通報についての通知等により、隣接町等に立地する原子力発電所において、武力攻撃に伴う放射性物質又は放射線(以下「放射性物質等」という。)が当該発電所外に放出され、又は放出されるおそれがあると把握した場合若しくは知事から同条第 7 項に規定される応急対策の実施に係る公示(以下「応急対策の実施に係る公示」という。)についての通知等を受けることなどにより、当該原子力発電所において、武力攻撃原子力災害の発生又は発生のおそれを把握した場合その他市長が必要と認めたときは(以下「武力攻撃原子力災害等」という。)、「市地域防災計画(原子力災害対策編)」及び「市原子力災害広域避難計画」を準用し、速やかに住民及び公私の団体、その他関係機関等へ情報伝達を行なうことができるよう、情報伝達体制を整備する。

イ 武力攻撃原子力災害等への対処のため必要となる資機材等の整備

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる放射線測定装置(サーベイメータ)等の資機材については、第2編第3章の1のとおり、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤等の特殊な薬品のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じ備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているが、武力攻撃等により輸送路が寸断されることも考慮し、国及び県の整備の状況を踏まえつつ、県と連携し、または市独自に放射線測定資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

ウ 医療体制の整備

市は、武力攻撃原子力災害等に伴い放射性被ばく者が発生した場合において、放射性 被ばく者を迅速に被ばく医療機関等に搬送できるよう、国、県及び当該医療機関等の関 係機関との協力体制の整備に努める。

エ 放射線測定実施体制の整備

市は、武力攻撃原子力災害等において、市の区域における放射性物質等の影響を把握するため、県による緊急時環境モニタリング(放射線レベル調査)の実施体制と併せ、市内のモニタリングポストの監視体制の強化を行うほか、市の保有する放射線測定装置(サーベイメータ)等を利用した放射線測定実施体制の整備に努める。

オ 国及び県との協力体制の構築

市は、知事から応急対策の実施に係る公示についての通知を受けることなどにより、隣接町等に立地する原子力発電所における武力攻撃原子力災害等を把握した場合で、市長が、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、国対策本部長へ国において専門家の派遣など必要な措置を講ずるよう要請することを求めることができるよう、平素から県等との協力体制を構築するよう努める。

(2) 応急措置の実施

ア 活動体制の確保

市は、武力攻撃原子力災害等においては、緊急事態連絡室を設置し体制を整えるとともに、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、迅速に市対策本部を設置することなどにより活動体制の確立を図る。

イ 情報収集及び伝達

- ① 市は、武力攻撃原子力災害等においては、関係部署に情報収集を指示するとともに、関係機関等との情報の共有に努める。また、収集した情報については、必要に応じ、県、消防庁、経済産業省及びその他関係機関に提供する。
- ② 市は、必要に応じて、国現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、情報の共有を図るなど同協議会と必要な連携を図る。

ウ 広報の実施

市は、県知事から通知のあった応急対策の実施に係る公示の内容等について、武力攻撃原子力災害等に伴う影響のおそれがある地区の住民等に対し適切かつ迅速に広報するとともに、その他、住民等の安心・安全のため必要と認められる情報についても、迅速、正確に広報するよう努める。

エ 放射線測定の実施等

市は、武力攻撃原子力災害等において初動措置を迅速に行うため、県が実施する緊急時環境放射線モニタリングの測定・評価結果について、速やかに提供するよう要請するとともに、必要に応じ、市の保有する放射線測定装置(サーベイメータ)等を利用した市の区域における放射線測定を実施するとともに、必要に応じ、県に対し、市の区域における放射性物質等の把握のための放射線モニタリング等の実施についての協力を依頼する。

オ 安定ヨウ素剤の服用

市は、武力攻撃原子力災害等において、安定ヨウ素剤の服用にあたっては、市地域防 災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

カ 住民の避難誘導

- ① 市長は、武力攻撃原子力災害等に伴い知事から避難の指示の通知があった場合、当該指示の内容を踏まえ、第4章第2の4に定める避難実施要領を策定するとともに、 避難住民の誘導を行う。
- ② 市長は、武力攻撃原子力災害等に伴い、県が行う緊急時環境放射線モニタリングの 測定・評価結果並びに自らが行う放射線測定の結果等を勘案し、市の区域への影響の おそれがあり、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害等の 拡大を防止するため特に必要があると認め、かつ、知事から避難の指示の通知がない 場合、必要と認める地域の住民に対し、本章第2の1に定める退避の指示を行う。

キ 武力攻撃原子力災害等への対処

市は、武力攻撃原子力災害等の特殊性にかんがみ、国及び県と緊密に連携し、武力攻撃原子力災害等の市の区域への影響を軽減するための措置を行う。

なお、消防本部は、「放射性物質輸送時の消防対策マニュアル」を準用し、可能な範囲で住民等の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃原子力災害等を防除し、軽減する。

ク 被ばく医療体制の強化

市は、武力攻撃原子力災害発生時において、多数の被ばく者が発生する可能性があるときは、県と連携を図りながら被ばく医療体制の強化に努める。

ケ 飲食物の摂取制限等

市は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、市地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

コ 警戒区域の設定等及び健康相談の実施

- ① 市長は、武力攻撃原子力災害等において、当該災害による住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と協力し警戒区域を設定するとともに、当該区域への立入りの制限・禁止、警戒区域からの退去を命ずるなど必要な措置を講ずる。
- ② 市は、警戒区域を設定した場合、当該区域から退去を命じた者又は応急対策実施区域及び当該区域近辺に滞在・通過した住民等に対し、必要に応じ、避難退域時検査(スクリーニング) や健康相談等を実施する。

2 NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処

市は、NBC兵器による攻撃に伴う汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 発生原因が特定できないがNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の連 絡体制及び初動体制等(配備体制設置前の対処)

市は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における初動対処の重要性にかんがみ、通報等によりNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる事態の発生を把握した場合、福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針(以下「県NBC災害等連携指針」という。)に基づき関係機関と連携し迅速な対処を図る。

- ア 市は、NBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合、「県NBC災害等連携 指針」に定めるとおり、消防本部、保健所、県いわき地方振興局、県警察及び福島海上 保安部(以下「現地対応機関」という。)と相互に情報を交換し、情報の共有化を図る。
- イ 市は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県(危機管理総室及びいわき地方振興局)に連絡する。

また、保健所は、現地対応機関等から収集した医療情報等について、県(保健福祉総室)に連絡する。

ウ 市は、現地対応機関等から収集した、又は、県から情報提供のあった被災情報及び医療情報等について、消防機関と情報の共有化を図った上で、市医師会、市の区域内に所在する病院、最寄りの災害医療センター、日本赤十字社福島県支部等の関係機関に情報提供するとともに、市地域防災計画各編で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。

また、市は、事態の状況等に応じ、第1章に定める必要な職員配備体制を整備する。

(2) 応急措置等の実施

ア NBC兵器による攻撃が行われたと特定された場合における対応

- ① 市長は、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、必要に応じ、本章第2に定める退避を指示する。また、NBC兵器による攻撃に伴う汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 市は、必要に応じ、保健所及び県健康衛生総室と調整の上、医療救護班の派遣及び被災現場等への医療救護所の設置を求める。
- ③ 消防機関は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

- イ 災害の発生原因がNBC兵器による攻撃と特定できない段階における対応
 - ① 市は、現地対応機関及び医療関係機関に対し、関係法令、市地域防災計画(事故対策編、原子力災害対策編)及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置の実施を求めるとともに、自らも当該計画等に基づく、又は、準じた応急措置を行う。

また、消防機関は、消防法、消防組織法及び市地域防災計画(事故対策編、原子力 災害対策編)及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置を 行う。

- ② 市の医療救護班の設置等及び消防機関の活動については、アの②及び③に準じて行 うものとする。
- ③ ①及び②の場合、市は、現地対応機関等の職員等が行う応急措置について安全の確保に十分配慮する。
- (3) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(4) 関係機関との連携

- ア 市長は、NBC兵器による攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、 県警察、福島海上保安部、自衛隊及び医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関 の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。
- イ アの場合、市長は、自らの判断により、又は、関係機関からの要請により、必要に応 じ、県NBC災害等連携指針に規定する現地調整所を設置し、若しくは、他の現地対応 機関が現地調整所を設置した場合には、当該機関以外の現地対応機関に現地調整所の設 置について伝達するとともに当該調整所に職員を派遣し、現場における関係機関の活動 調整の円滑化を図るとともに、現地調整所から最新の情報についての報告を受け、当該 情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。
- (5) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC兵器による攻撃により放射性物質等による汚染が生じた場合、それぞれの 汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核物質又は核兵器による攻撃の場合

- ① 市は、核物質等による攻撃による武力攻撃災害が発生した場合、国対策本部による 汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報について、県に対 し直ちに報告する。
- ② 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

- ① 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。
- ② 市は、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(6) 市長の権限

ア 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施 に当たり、県警察等の関係機関と調整しつつ、表3-8に掲げる権限を行使する。

イ 市長は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると 認めるときは、当該措置を行う職員又は消防吏員等に、資料編に定める証明書を携帯さ せた上で、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせるこ とができる。

(7) 要員の安全の確保

市長は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急対策を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮する。

表3-8 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る知事等の権限等			
	対象物件等	措置	措置の実施(権限の行使)に伴う手続
1号	飲食物、衣類、寝	占有者に対し、以下を命ずる。	措置の名あて人に対し、次の事項を通知
	具その他の物件	・移動の制限	する。ただし、差し迫った必要があるとき
		・移動の禁止	は、当該措置を講じた後、相当の期間内に、
		・廃棄	同事項を当該措置の名あて人(対象物件の
2号	生活の用に供する	管理者に対し、以下を命ずる。	占有者、管理者等)に通知する。
	水	・使用の制限又は禁止	1. 当該措置を講ずる旨
		・給水の制限又は禁止	2. 当該措置を講ずる理由
3号	死体	・移動の制限	3. 当該措置の対象となる物件、生活の用
		・移動の禁止	に供する水又は死体
4号	飲食物、衣類、寝	・廃棄	4. 当該措置を講ずる時期
	具その他の物件		5. 当該措置の内容
5号	建物	・立入りの制限	適当な場所に次に掲げる事項を掲示す
		・立入りの禁止	る。ただし、差し迫った必要があるときは、
		・封鎖	その職員が現場で指示を行う。
6号	場所	・交通の制限	1. 当該措置を講ずる旨
		・交通の遮断	2. 当該措置を講ずる理由
			3. 当該措置の対象となる建物又は場所
			4. 当該措置を講ずる時期

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被 災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

5. 当該措置の内容

1 市による被災情報の収集及び報告

- (1) 被災情報の収集
 - ア 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時 及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情 報について収集する。
 - イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、福島海上保安部との連絡を密にする とともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等 を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告

ア 市は、収集した被災情報について、県 [危機管理総室及びいわき地方振興局(県民等保護対策本部設置後は、県民等保護対策本部及び県民等保護いわき地方対策本部等)をいう。以下この章において同じ。]及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により30分以内に被災情報の第一報を報告する。

イ 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、 収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により県 〔危機管理総室(県民等保護対策本部)〕が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合は、直ちに、 火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

ウ 市は、収集した被災情報について、県危機管理総室(県民等保護対策本部)からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により報告することを基本とする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

ア 市は、避難先地域において、県及び市医師会等と連携し医師等保健医療関係者による 健康相談、指導等を実施する。

イ アの場合、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双 方の健康状態を把握するなど特に留意する。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び市医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、 飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、避難住民等に対し情報を提供する。
- イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は、不足 すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に 関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者 に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収 集、運搬又は処分を業として行わせる。
- イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合 しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者 に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を 講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ア 市は、「震災廃棄物対策指針」(平成 26 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 作成)等を参考としつつ、災害時の廃棄物処理等について定めた「市災害廃棄物処理計 画」に準じて、関係機関との連絡体制を確認し、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立 する。
- イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、 または不足すると予想される場合については、県に対して他の市等への応援等にかかる 要請を行うほか、必要に応じて、災害対策基本法で定める大規模災害時における環境大 臣の代行に準じて同様の措置をとるよう要請を行う。
- ウ 市は、し尿の処理について、いわき市環境整備事業協同組合に収集の協力を求め、各 衛生センター等に搬入するものとし、人員や車両が不足する場合は、県に応援を要請す る。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等の確保を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際において、必要に応じ、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を被災状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力 攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路等の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)に規定する特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

- (1) 特殊標章
 - 第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。
- (2) 身分証明書
 - 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。
- (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- (1) 市長
 - ア 市の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防業務に従事する消防団長及び水防業務に従事する消防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
 - イ 消防団長及び消防団員
 - ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ア 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- イ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び県等が交付し、医療機関者が使用する赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。